

第2章 本市のひとり親家庭等の現状と課題

第2章 本市のひとり親家庭等の現状と課題

1 統計データでみる現状

(1) 離婚件数と離婚率の推移

本市の離婚件数は、減少傾向にあります。令和3年（2021年）は、平成29年度（2017年度）の550件から24.7%減少し、414件となっています。離婚率については、大阪府は全国平均に比べ高い水準で推移していますが、本市は、各年とも大阪府及び全国平均を下回っています。

（単位：件、％）

年次	高槻市		大阪府		全国	
	離婚件数	離婚率	離婚件数	離婚率	離婚件数	離婚率
平成29年	550	1.57	16,931	1.96	212,296	1.70
平成30年	516	1.48	16,243	1.88	208,333	1.68
令和元年	497	1.43	16,282	1.89	208,496	1.69
令和2年	445	1.26	14,832	1.73	193,253	1.57
令和3年	414	1.18	14,594	1.70	184,384	1.50

資料：厚生労働省「人口動態統計」
（注）離婚率：人口千人あたりの件数

(2) ひとり親世帯数の推移

国勢調査におけるひとり親世帯数をみると、令和2年（2020年）の母子世帯は、平成27年（2015年）の2,663世帯から568世帯減少し、2,095世帯となっています。また、父子世帯も336世帯から283世帯と53世帯減少しています。それに伴い、全世帯数に占める割合は減少し、母子世帯は1.37%、父子世帯は0.19%となっています。

（単位：世帯、％）

年次	全世帯		母子世帯		父子世帯	
	世帯数	割合	世帯数	割合	世帯数	割合
平成12年	132,305	100.00	1,689	1.28	243	0.18
平成17年	136,747	100.00	2,145	1.57	269	0.20
平成22年	145,305	100.00	2,813	1.94	390	0.27
平成27年	147,900	100.00	2,663	1.80	336	0.23
令和2年	152,637	100.00	2,095	1.37	283	0.19

資料：総務省統計局「国勢調査報告」

(3) 児童扶養手当受給状況の推移

本市の児童扶養手当の受給資格者数は、減少傾向にあります。令和3年度（2021年度）は、平成29年度（2017年度）の2,876人から12.6%減少し、2,514人となっています。

(単位：人)

年次	受給資格者数	対前年比	受給資格者数内訳		
			全部支給	一部支給	全部停止
平成29年度	2,876	98.2	1,275	1,255	346
平成30年度	2,761	96.0	1,429	972	360
令和元年度	2,624	95.0	1,315	935	374
令和2年度	2,564	97.7	1,299	911	354
令和3年度	2,514	98.0	1,226	931	357

資料：厚生労働省「福祉行政報告例」

(4) 生活保護受給母子世帯数の推移

生活保護を受けている母子世帯数は、全保護世帯数が微増する中、減少傾向にあり、令和3年度（2021年度）は268世帯となっています。

(単位：世帯、%)

年次	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
母子世帯数	361	352	317	298	268
全保護世帯数	4,261	4,254	4,266	4,310	4,399
全保護世帯数に対する割合	8.5	8.3	7.4	6.9	6.1

資料：厚生労働省「被保護者調査」

(5) 母子・父子自立支援員によるひとり親家庭相談件数の推移

本市の母子・父子自立支援員による相談件数をみると、平成29年度（2017年度）以降、減少傾向にあり、令和3年度（2021年度）は989件となっています。相談内容では、経済的支援に関することが多くなっています。

(単位：件)

年次	相談内容				計
	生活一般	児童	経済的支援	その他	
平成29年度	394(299)	72(43)	781(139)	57(51)	1,304(532)
平成30年度	341(264)	59(39)	680(104)	44(39)	1,124(446)
令和元年度	415(354)	46(34)	645(156)	54(48)	1,160(592)
令和2年度	341(282)	53(33)	655(153)	47(40)	1,096(508)
令和3年度	374(296)	39(28)	525(145)	51(45)	989(514)

(注) () 内は、離婚前(再掲)

2 ひとり親家庭等アンケート調査結果でみる現状

※アンケート調査結果のうち「前回調査」は、平成29年度（2017年度）に実施した結果数値を示しています。

【平成29年度（2017年度）に実施した調査の回収結果】

- ・母子家庭：調査数 2,766 件／有効回答数 1,627 件（58.8%）
- ・父子家庭：調査数 127 件／有効回答数 59 件（46.5%）
- ・寡婦：調査数 87 件／有効回答数 65 件（74.7%）

（1）母子及び父子家庭の概況

1）世帯の状況

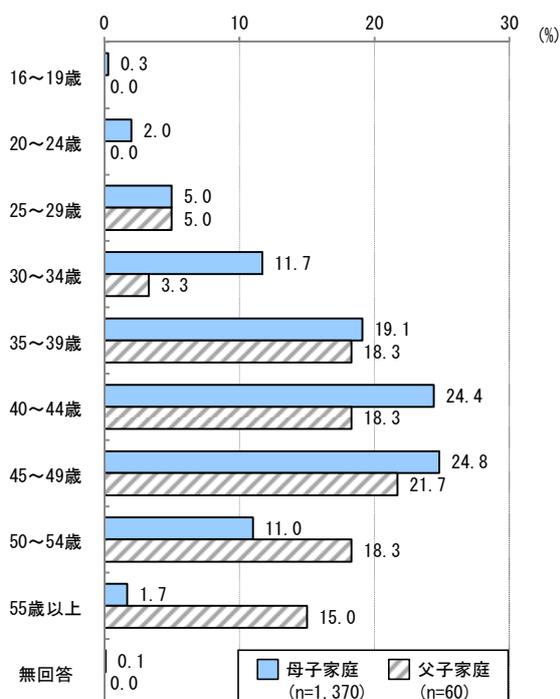
① 回答者の年齢構成

母子家庭・父子家庭ともに、「45～49歳」（母子24.8%、父子21.7%）が最も多くなっています。

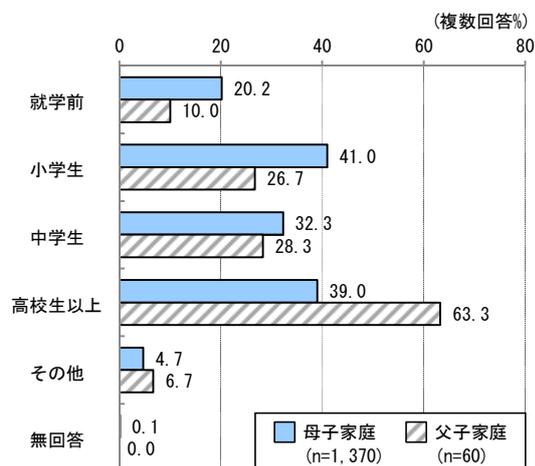
② 子どもの就学状況

母子家庭は「小学生」（41.0%）が最も多く、父子家庭は「高校生以上」（63.3%）が最も多くなっています。

◆回答者の年齢構成



◆子どもの就学状況



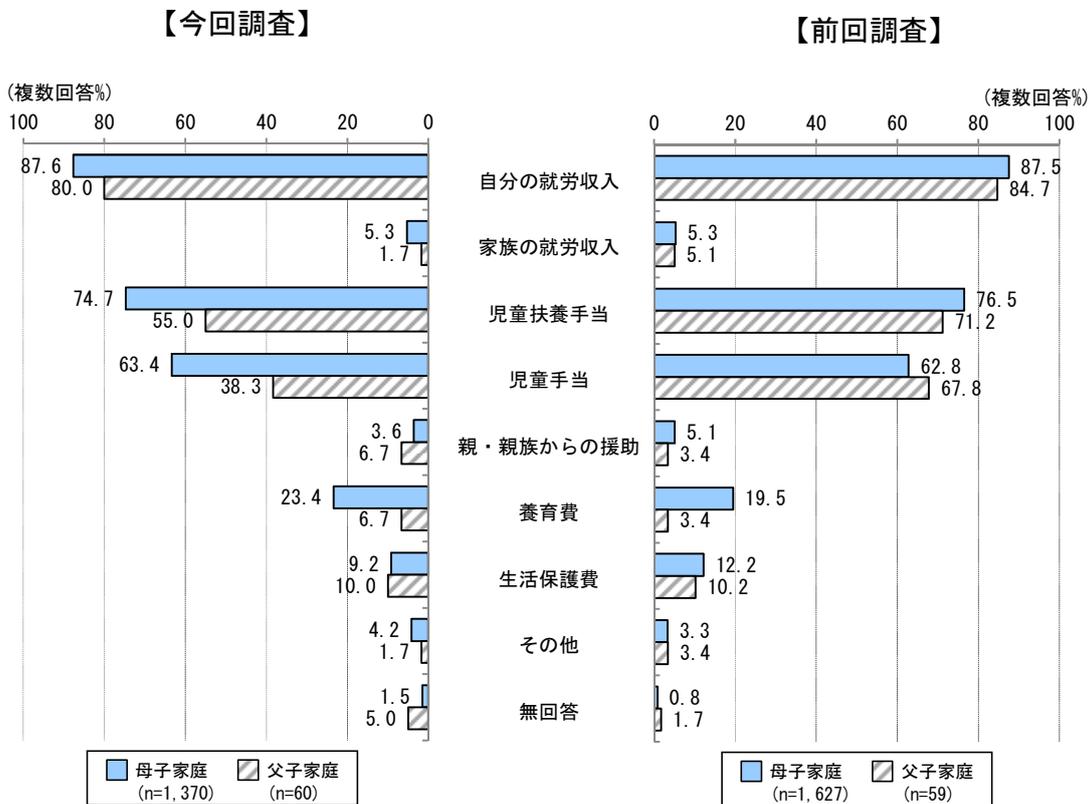
③ 家計の状況

(世帯収入の種類)

令和3年(2021年)1年間の世帯収入の状況をみると、世帯収入の種類は、母子・父子家庭とも「自分の就労収入」(母子87.6%、父子80.0%)が最も多く、次いで両者とも「児童扶養手当」(母子74.7%、父子55.0%)となっています。一方、「養育費」は母子家庭で23.4%、父子家庭で6.7%と、母子・父子家庭ともに下位となっています。

前回調査の結果でも、母子・父子家庭とも「自分の就労収入」(母子87.5%、父子84.7%)が最も多い一方で、「養育費」が下位となっています。

◆世帯収入の種類

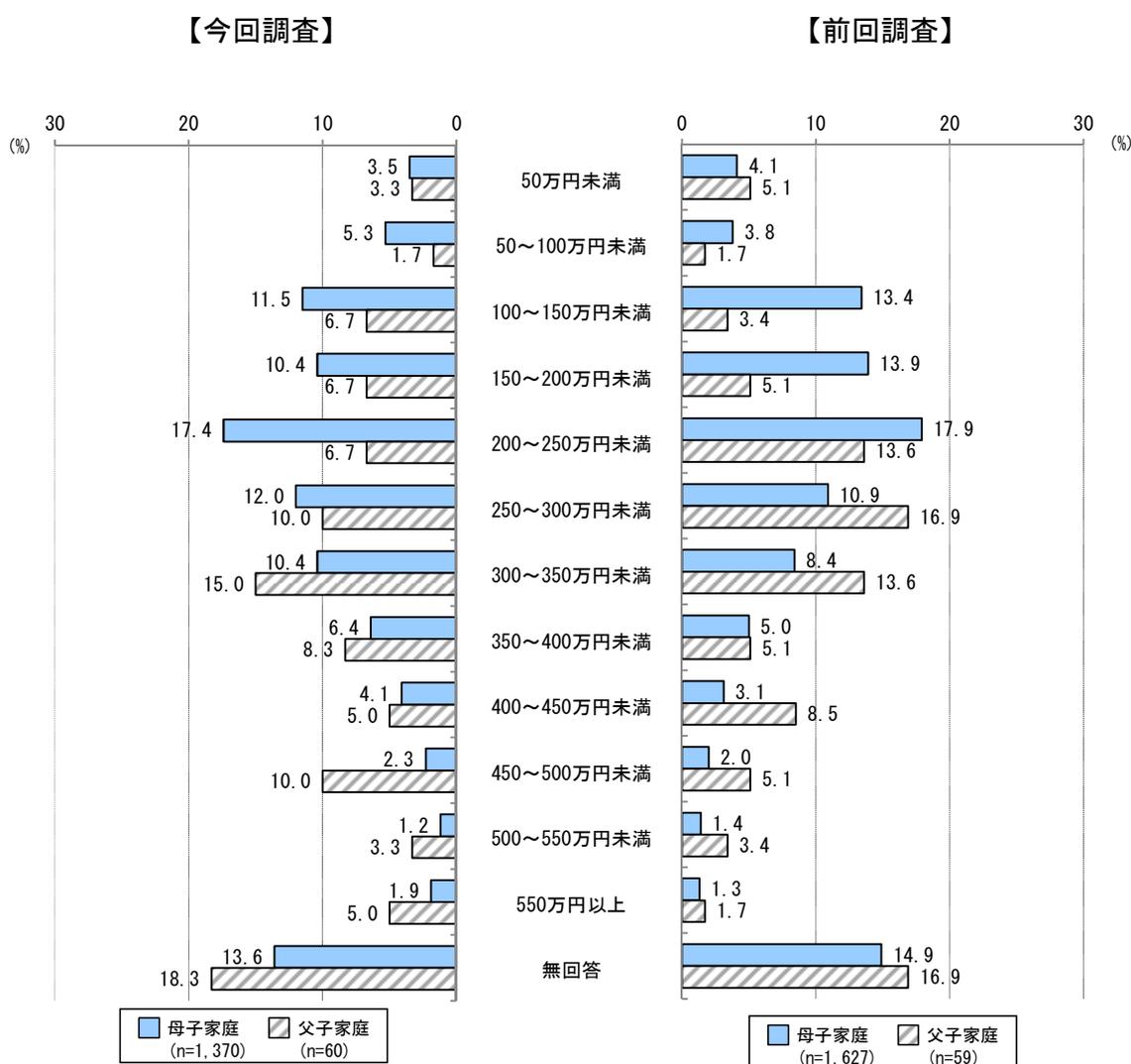


(世帯収入額)

世帯収入額では、母子家庭は「200～250万円未満」が17.4%で最も多く、次いで「250～300万円未満」が12.0%、「100～150万円未満」が11.5%となっています。父子家庭では、「300～350万円未満」が15.0%で最も多く、次いで「250～300万円未満」・「450～500万円未満」(10.0%)となっています。

前回調査の結果と比較すると、母子家庭で『250万円以上』の合計割合がやや増加しています。(前回32.1%→今回38.3%)

◆世帯収入額



2) 仕事の状況

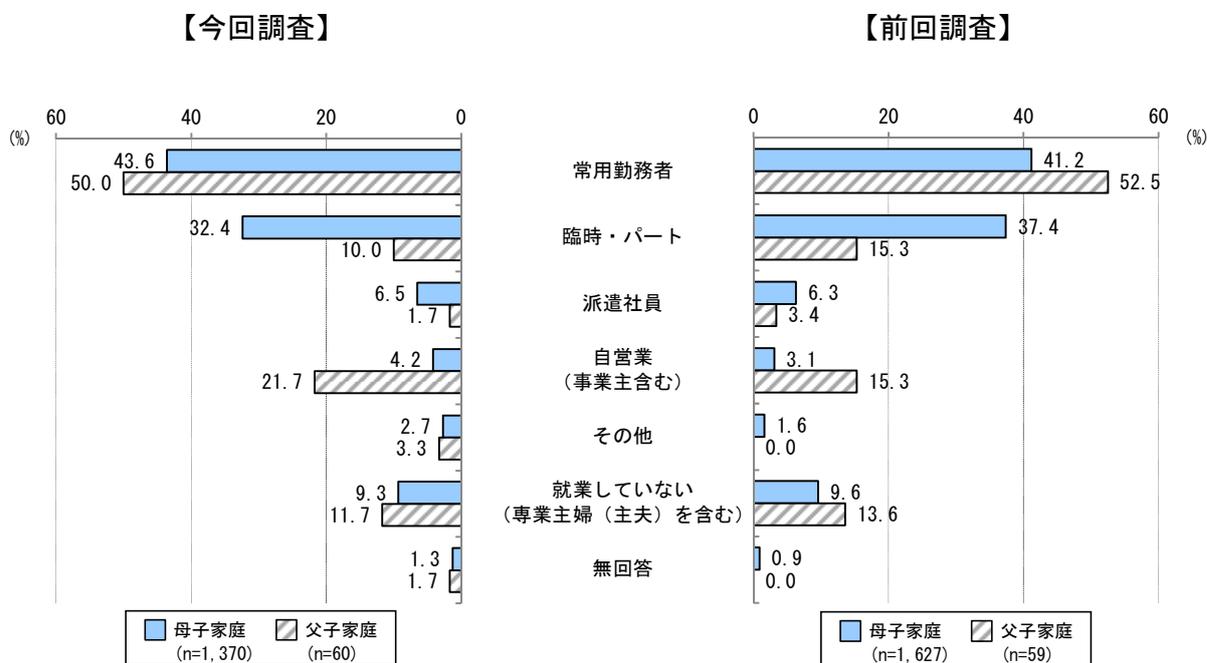
① 就労状況

(現在の就労形態)

母子・父子家庭とも「常用勤務者」(母子43.6%、父子50.0%)が最も多くなっていますが、父子家庭に比べ母子家庭の割合はやや低くなっています。かわって「臨時・パート」が母子家庭で32.4%に対し、父子家庭では10.0%と、母子家庭の割合が高くなっています。

前回調査の結果と比較すると、母子・父子家庭とも「常用勤務者」と「自営業(事業主含む)」の合計割合がやや増加しています。

◆現在の就労形態

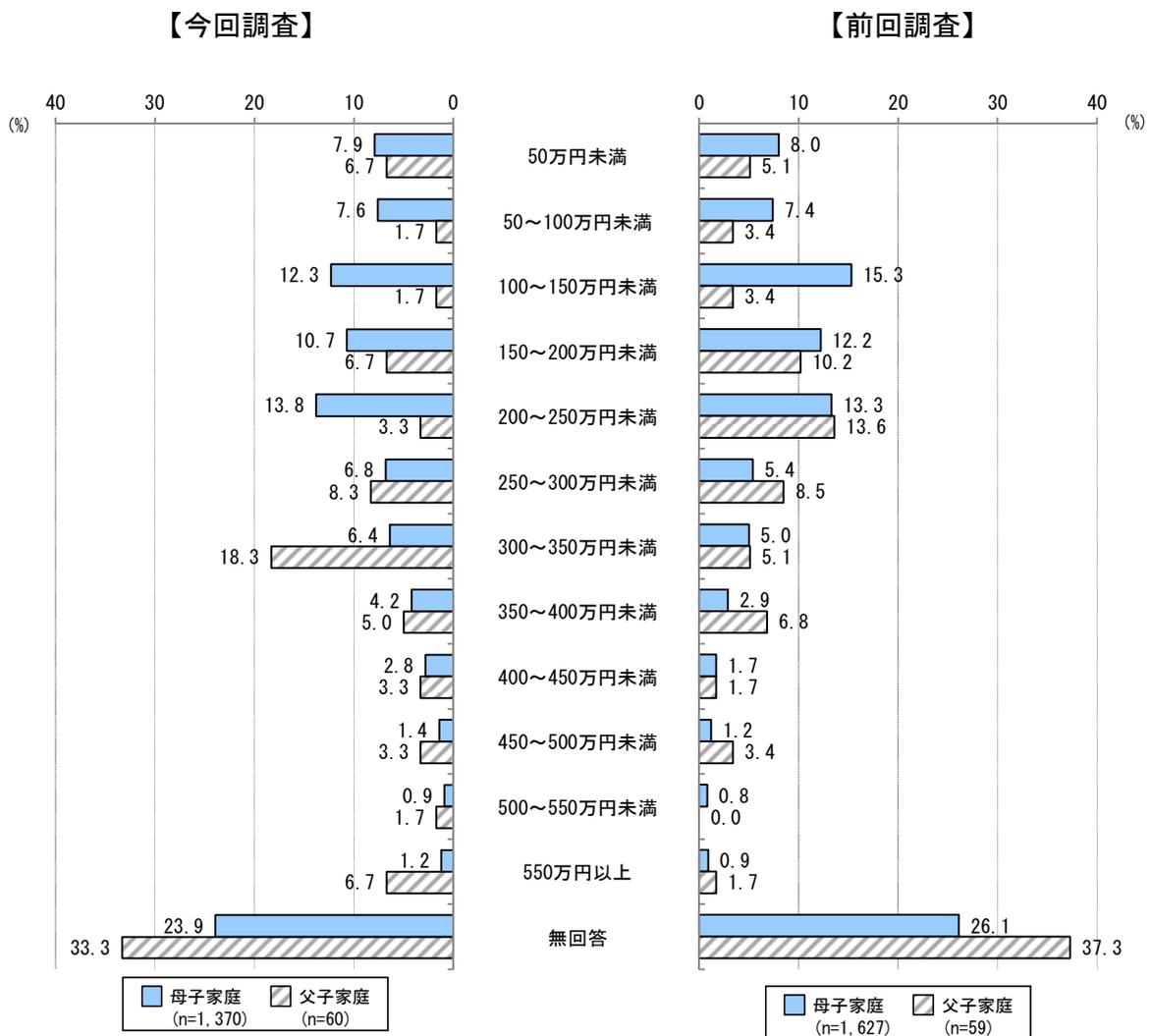


(就労による収入)

母子家庭は、「200～250万円未満」が13.8%で最も多く、次いで「100～150万円未満」(12.3%)、「150～200万円未満」(10.7%)となっています。一方で父子家庭では、「300～350万円未満」が18.3%で最も多く、次いで「250～300万円未満」(8.3%)となっています。

前回調査の結果と比較すると、父子家庭で「300～350万円未満」の割合が増加しています。

◆就労による収入



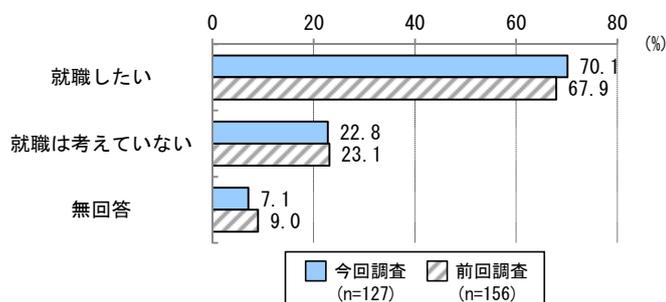
② 就労意向

(未就労の母の就職希望と就職できない理由)

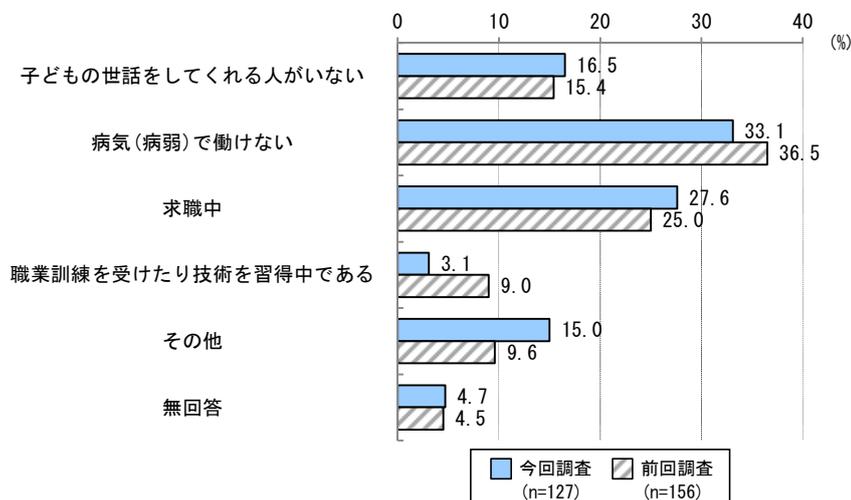
現在未就労の母親が今後「就職したい」割合は70.1%である一方で、「就職は考えていない」は22.8%と、前回調査と同様の結果となっています。

現在就職できない理由をみると、「病気（病弱）で働けない」が33.1%と最も多く、次いで「求職中」（27.6%）となっており、前回調査と同様の結果となっています。

◆未就労の母の就職希望



◆就職できない理由

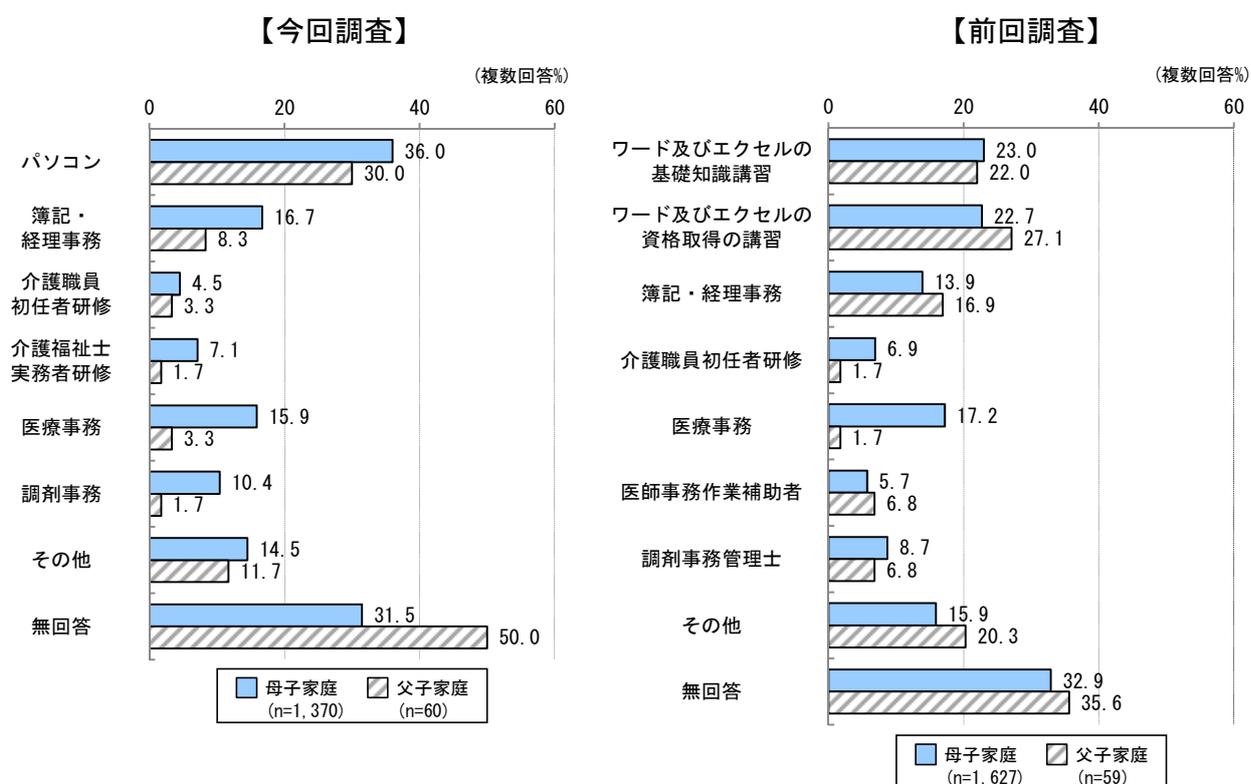


(習得したい技術(資格)等と技能習得にあたり配慮してほしいこと)

母子・父子家庭とも、「パソコン」(母子36.0%、父子30.0%)が最も多くなっており、これに次いで母子家庭では、「簿記・経理事務」(16.7%)、「医療事務」(15.9%)が多くなっています。

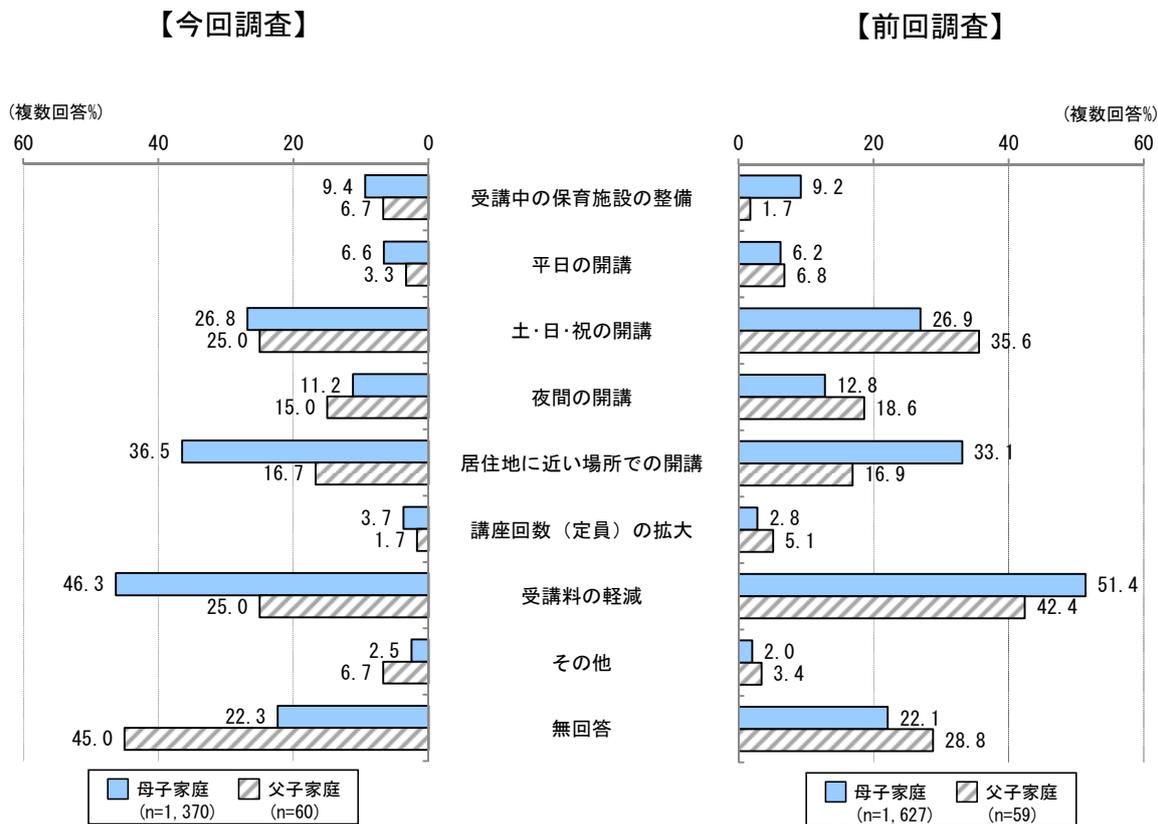
前回調査の結果でも、母子・父子家庭ともに「ワード及びエクセルの基礎知識講習」、「ワード及びエクセルの資格取得の講習」の割合が高く、パソコンに関するスキル習得のニーズが継続して高い状況です。

◆習得したい技術(資格)等



技能習得にあたり配慮してほしいことは、母子・父子家庭とも前回調査の結果同様、「受講料の軽減」(母子46.3%、父子25.0%)が最も多く、父子家庭では「土・日・祝の開講」も同率となっています。

◆技能習得にあたり配慮してほしいこと

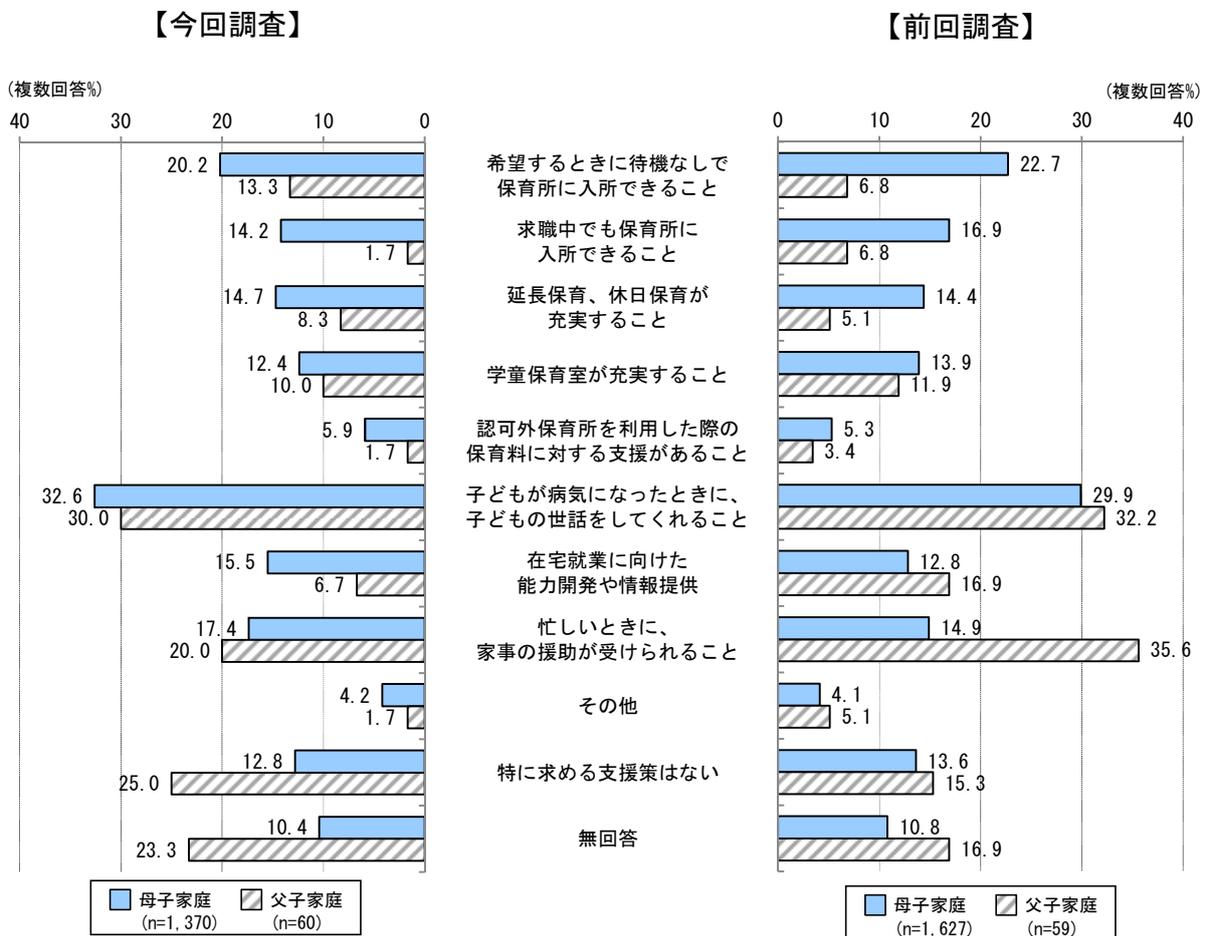


③ 子育てと仕事の両立のために必要な支援

母子・父子家庭ともに、「子どもが病気になったときに、子どもの世話をしてくれること」(母子32.6%、父子30.0%)が最も多く、これに次いで母子家庭では「希望するときに待機なしで保育所に入所できること」(20.2%)が多くなっています。一方で父子家庭では、「特に求める支援策はない」が25.0%と2番目に高くなっています。

前回調査と比較すると、父子家庭で「希望するときに待機なしで保育所に入所できること」の割合がやや増加している一方で、「忙しいときに、家事の援助が受けられること」、「在宅就業に向けた能力開発や情報提供」の割合が減少しています。また、「特に求める支援策はない」の割合がやや増加しています。

◆子育てと仕事の両立のために必要な支援



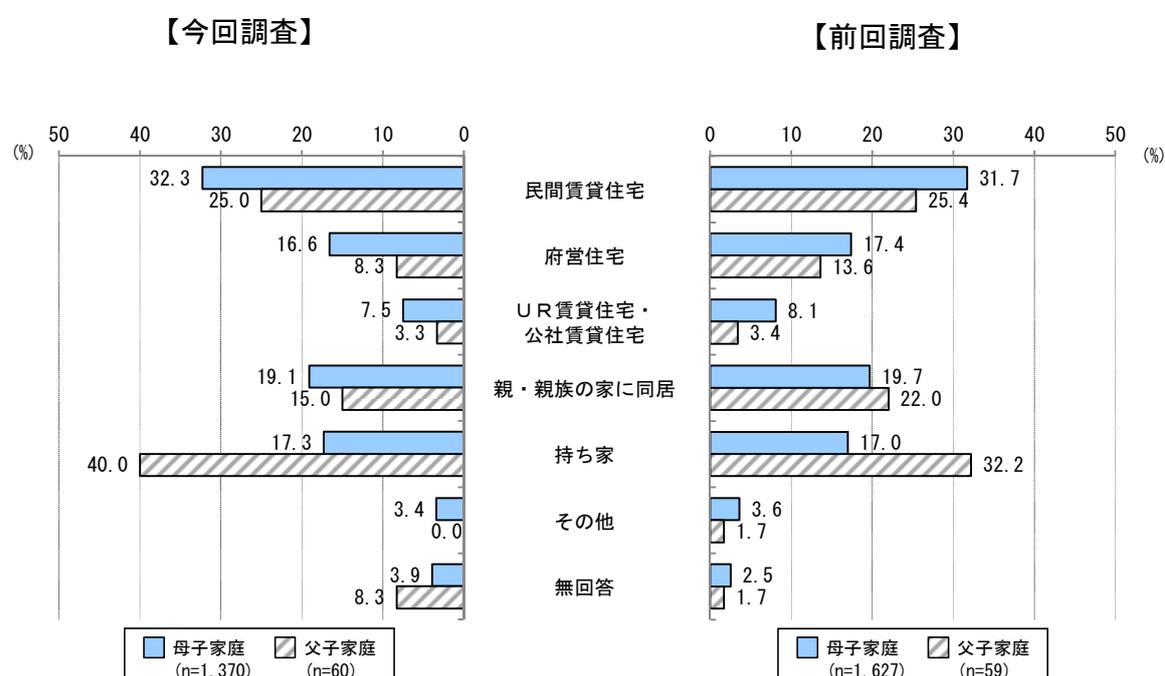
3) 住まいの状況

① 住まいの種類

現在の住居は、母子家庭は「民間賃貸住宅」(32.3%)が、父子家庭は「持ち家」(40.0%)がそれぞれ最も多くなっています。これに次いで、母子家庭は「親・親族の家に同居」(19.1%)、父子家庭は「民間賃貸住宅」(25.0%)となっています。

前回調査と比較すると、父子家庭で「持ち家」の割合がやや増加している一方で、「府営住宅」、「親・親族の家に同居」の割合がやや減少しています。

◆住まいの種類

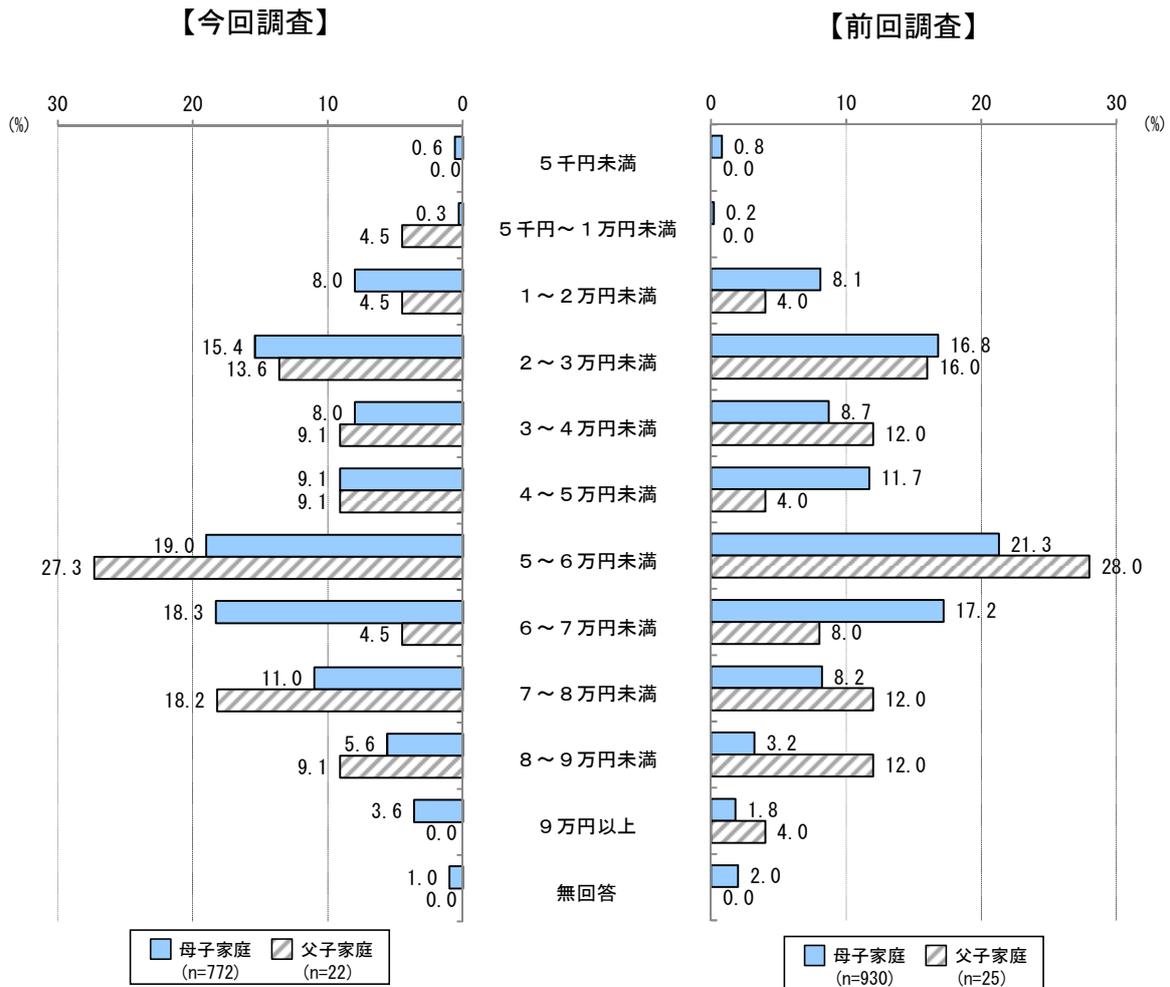


② 1か月の家賃額

現在の住居が「民間賃貸住宅」、「府営住宅」、「UR賃貸住宅・公社賃貸住宅」と回答した人に、1か月の家賃をたずねたところ、母子・父子家庭とも「5～6万円未満」が最も多くなっています。

母子・父子家庭とも前回調査の結果から傾向は大きく変わっていません。

◆ 1か月の家賃額

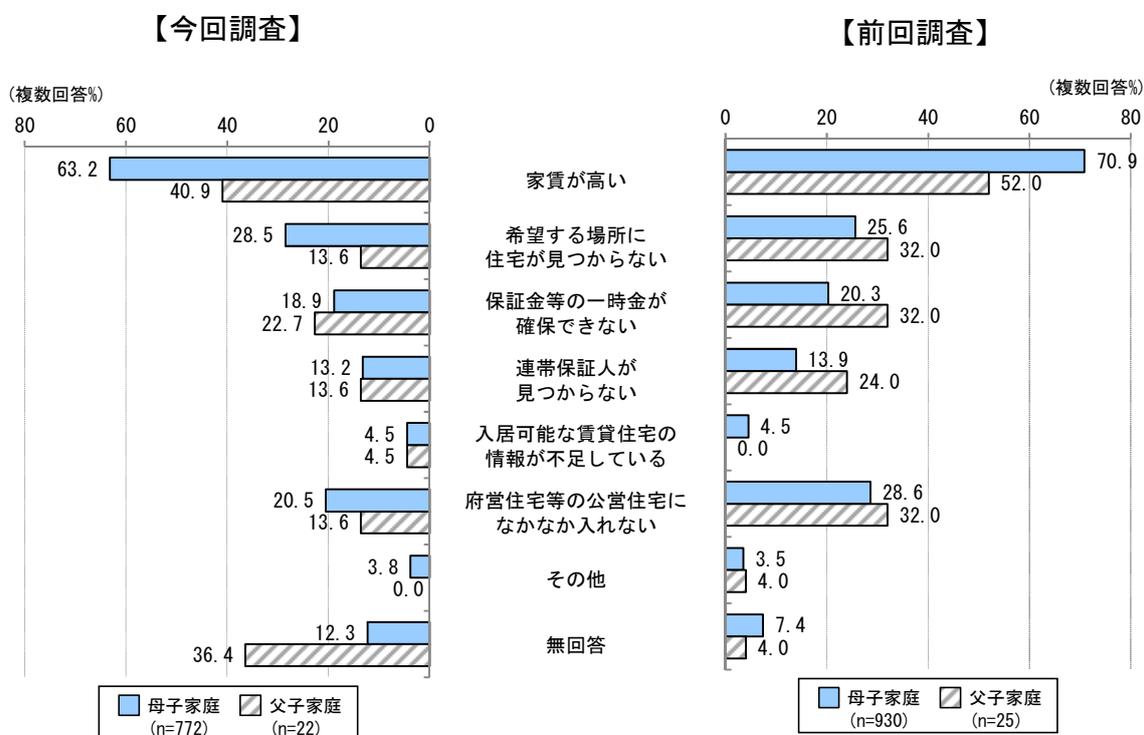


③ 賃貸住宅を探したり入居する際に困る（困った）こと

母子・父子家庭とも「家賃が高い」（母子63.2%、父子40.9%）が最も多く、特に母子家庭では6割を超えています。次いで母子家庭では「希望する場所に住宅が見つからない」（28.5%）、父子家庭では「保証金等の一時金が確保できない」（22.7%）となっています。

前回調査と比較すると、父子家庭で「希望する場所に住宅が見つからない」、「府営住宅等の公営住宅になかなか入れない」、「家賃が高い」の割合が減少しています。

◆ 賃貸住宅を探す時や入居の際に困る（困った）こと

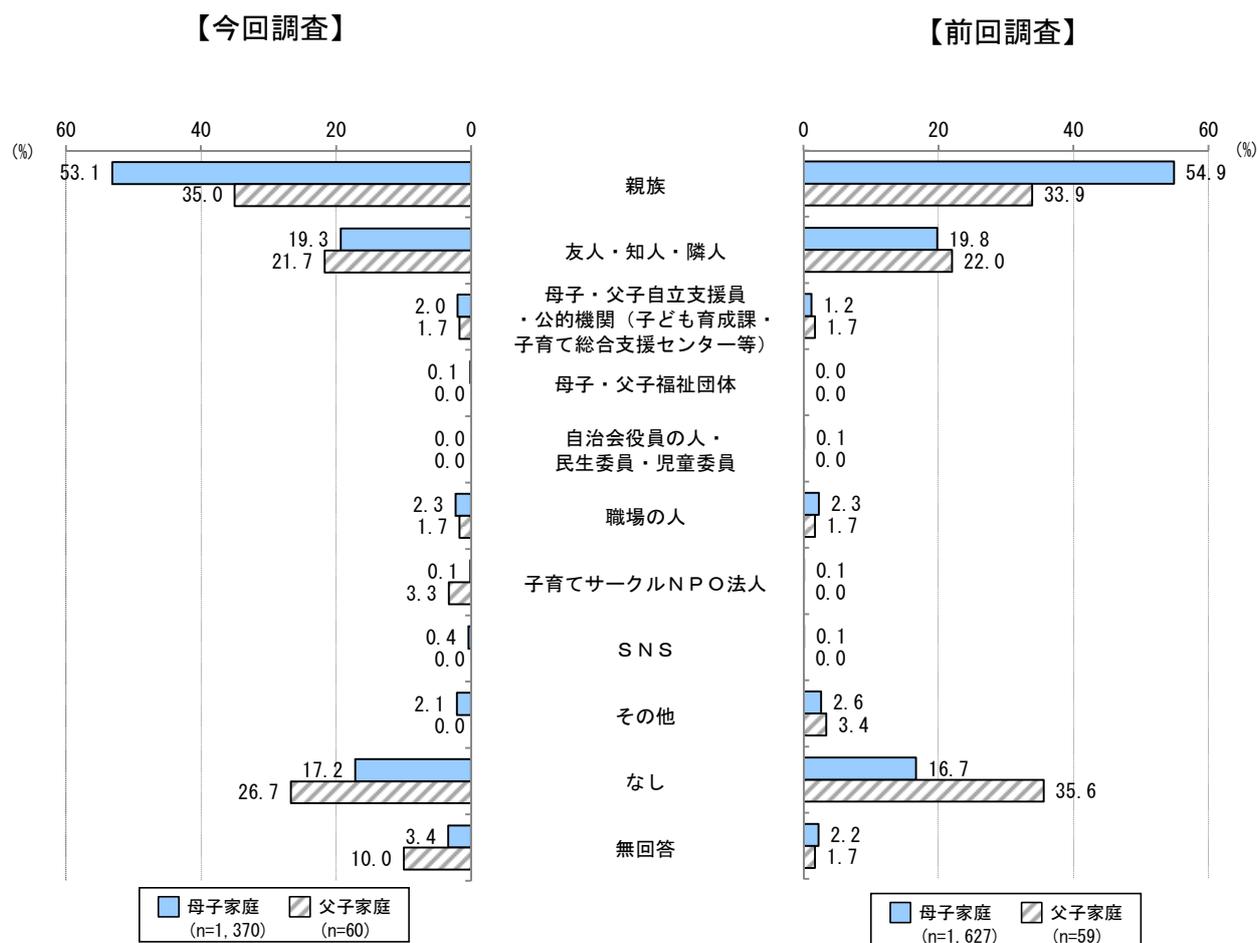


4) 家庭生活の状況

① 困った時の主な相談相手

母子家庭は前回調査の結果同様、「親族」が53.1%で最も多く、次いで「友人・知人・隣人」(19.3%)となっています。父子家庭でも「親族」が35.0%で最も多いものの、次いで「なし」が26.7%で多くなっています。

◆困ったときの主な相談相手

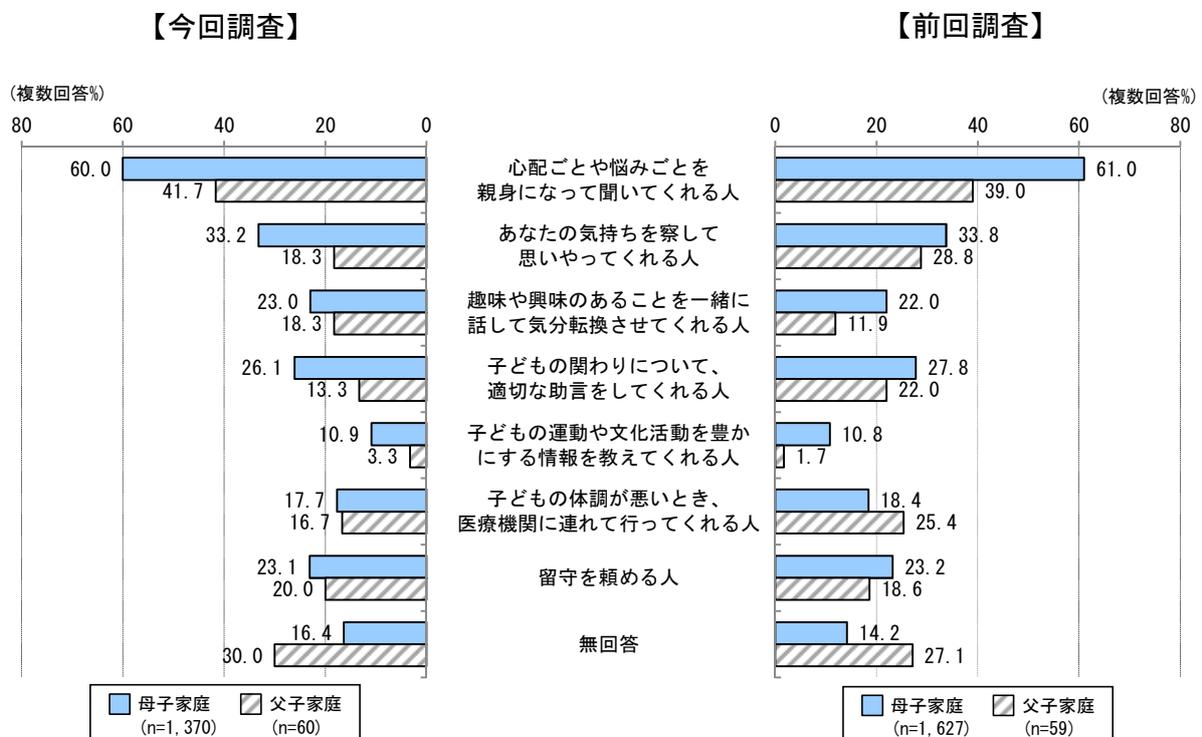


② 生活や子育てを支えてくれる人

母子・父子家庭とも「心配ごとや悩みごとを親身になって聞いてくれる人」(母子60.0%、父子41.7%)が最も多く、次いで母子家庭では「あなたの気持ちを察して思いやってくれる人」(33.2%)、父子家庭では「留守を頼める人」(20.0%)となっています。

前回調査と比較すると、父子家庭で「あなたの気持ちを察して思いやってくれる人」の割合が減少している一方で、「趣味や興味のあることを一緒に話して気分転換させてくれる人」がやや増加しています。

◆生活や子育てを支えてくれる人



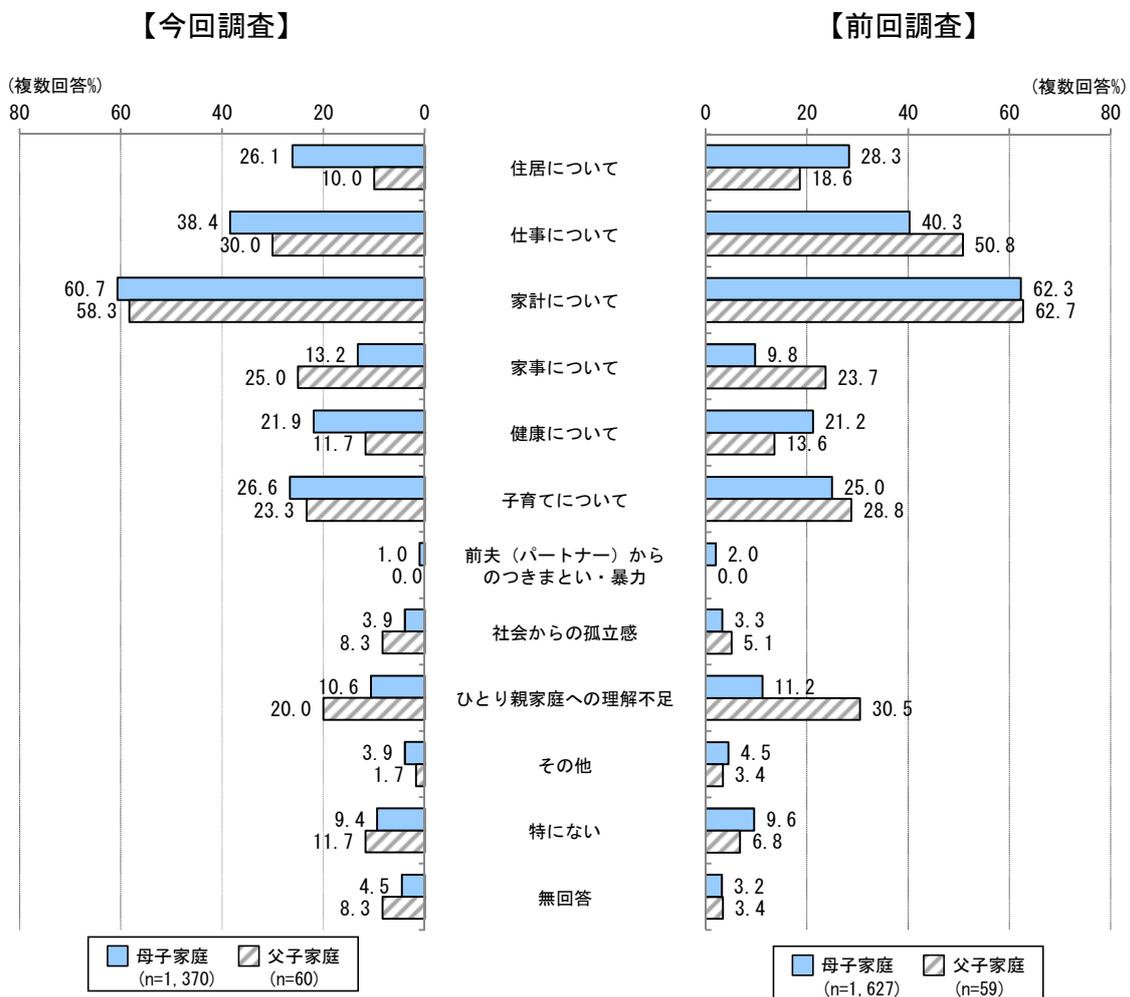
③ 困りごとや悩みごと

(生活上特に困っていること)

母子・父子家庭とも「家計について」(母子60.7%、父子58.3%)が最も多く、次いで両者とも「仕事について」(母子38.4%、父子30.0%)となっています。また、母子家庭では「住居について」の割合が父子家庭より高く、父子家庭では「家事について」の割合が母子家庭より高くなっています。

前回調査と比較すると、父子家庭で「仕事について」、「ひとり親家庭への理解不足」の割合が減少しています。

◆生活上特に困っていること

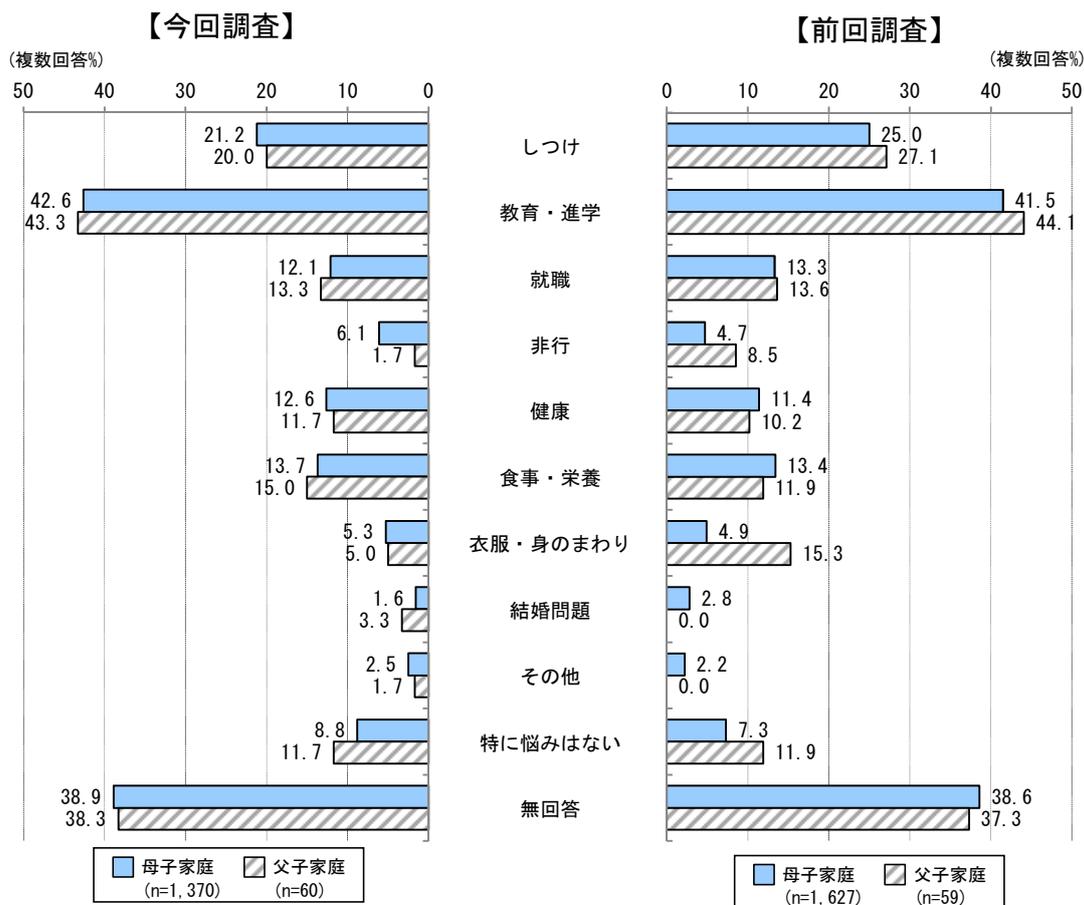


(子どもに関する悩み)

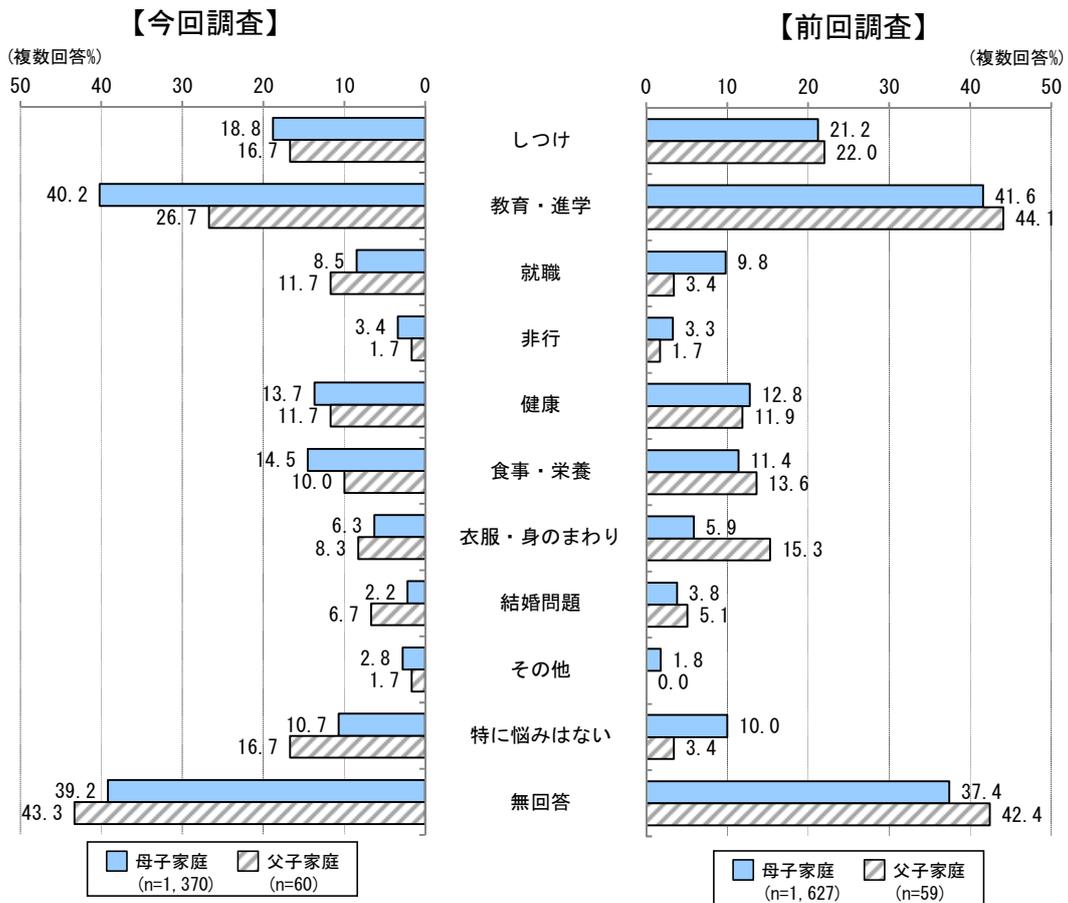
母子家庭・父子家庭に関わらず、男の子、女の子とも「教育・進学」が最も多くなっています。次いで、男の子、女の子とも「しつけ」が続いています。

前回調査と比較すると、父子家庭で、男の子に関する悩みにおける「衣服・身のまわり」の割合、女の子に関する悩みにおける「教育・進学」の割合が減少しています。

◆子どもに関する悩み（男の子）



◆子どもに関する悩み（女の子）



④ 子育て支援制度や就業支援制度の情報源

(子育て支援制度や就業支援制度の情報源)

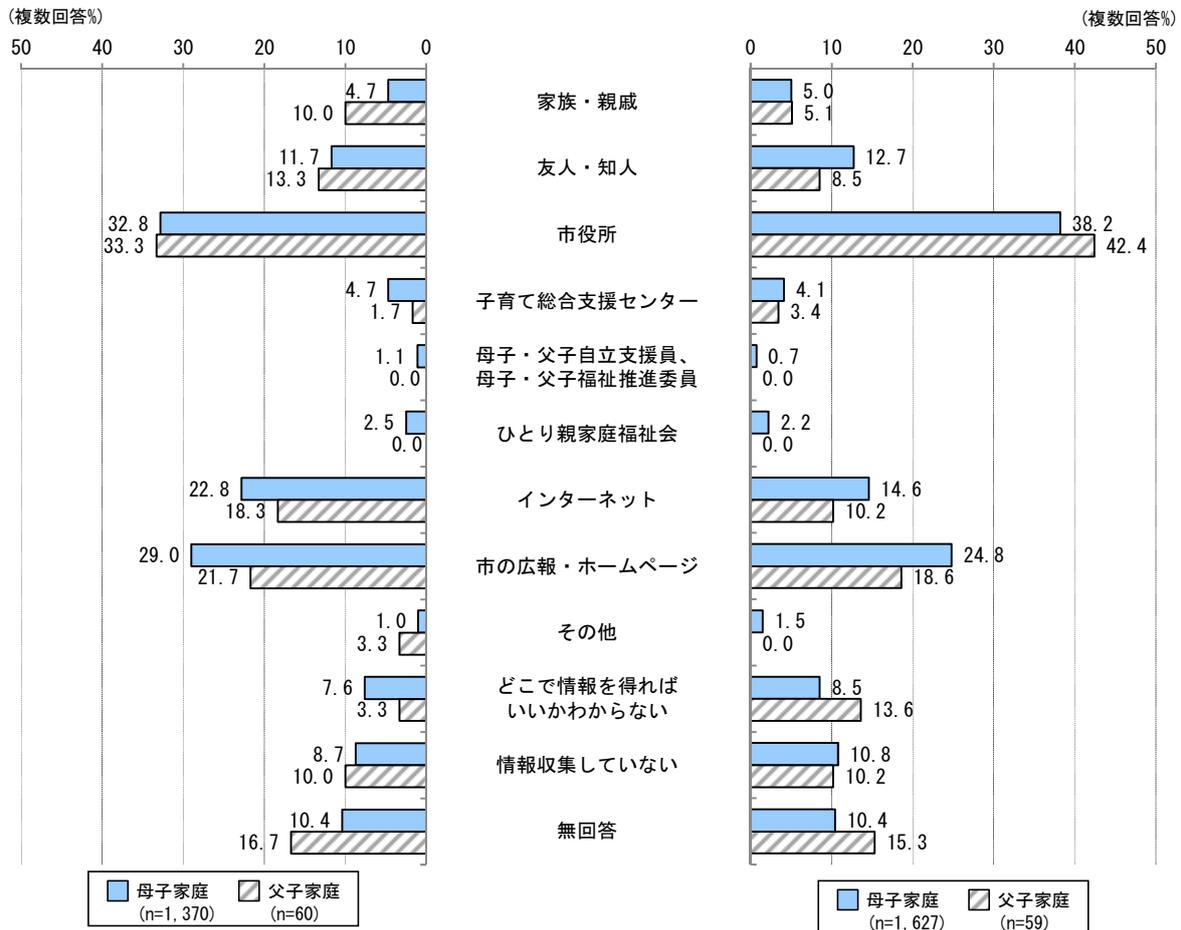
母子・父子家庭とも「市役所」(母子 32.8%、父子 33.3%) が最も多く、次いで、両者とも「市の広報・ホームページ」(母子 29.0%、父子 21.7%) となっています。

前回調査と比較すると、母子・父子家庭とも「インターネット」の割合がやや増加しています。また、父子家庭において「どこで情報を得ればいいかわからない」の割合が減少しています。

◆子育て支援制度や就業支援制度の情報源

【今回調査】

【前回調査】

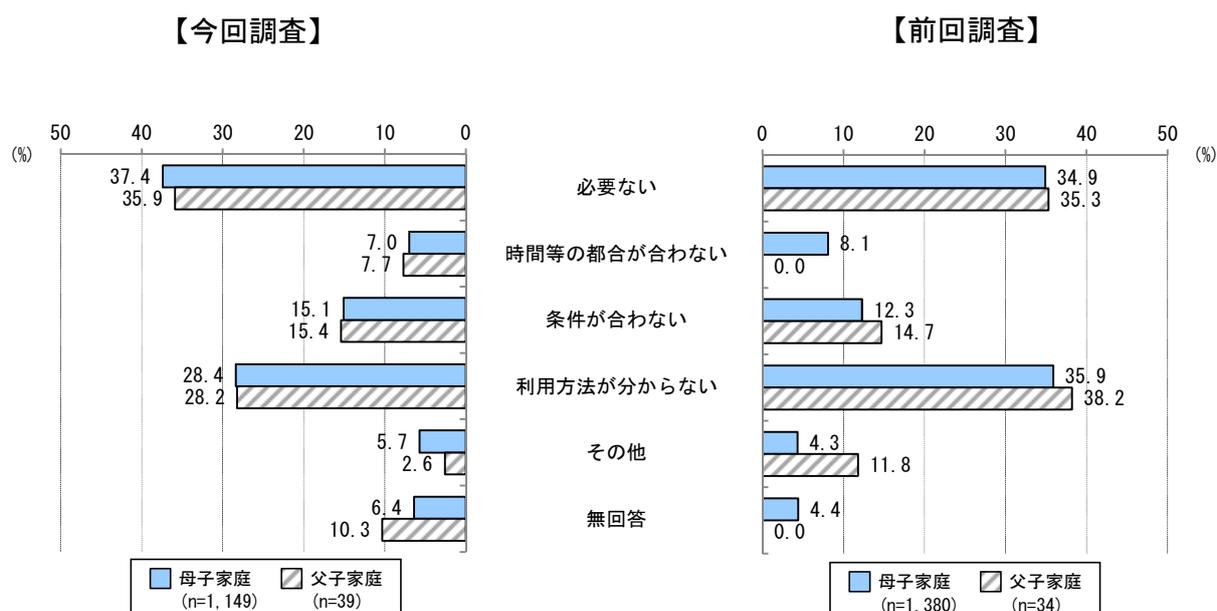


(ひとり親家庭に対する制度や施策を利用したことがない理由)

母子・父子家庭とも「必要ない」(母子37.4%、父子35.9%)が最も多くなっており、次いで両者ともに「利用方法が分からない」(母子28.4%、父子28.2%)となっています。

前回調査と比較すると、母子・父子家庭ともに「利用方法が分からない」の割合がやや減少しています。

◆ひとり親家庭に対する制度や施策を利用したことがない理由

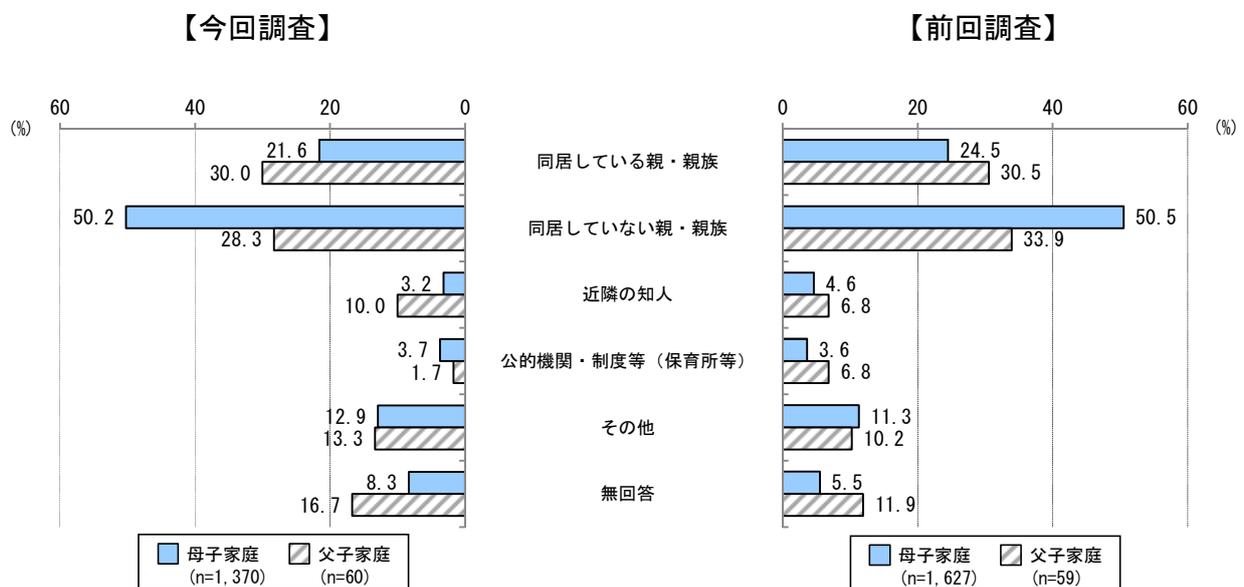


⑤ 一時的に子どもの世話を依頼する相手

仕事の都合や病気等により、一時的に子どもの世話をすることができない場合に、一時的に子どもの世話を依頼する相手は、母子家庭で「同居していない親・親族」が 50.2%で最も多く、父子家庭では「同居している親・親族」が 30.0%で最も多くなっています。

前回調査と比較すると、父子家庭で「同居していない親・親族」の割合がやや減少しています。

◆一時的に子どもの世話を依頼する相手

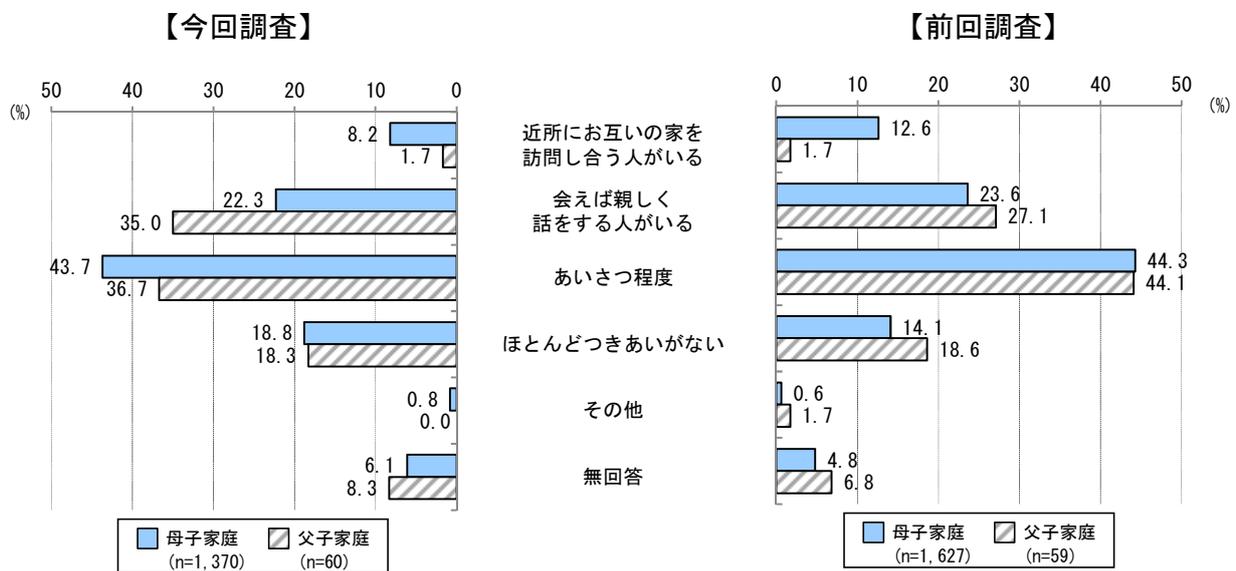


⑥ 近所づきあいの程度

母子・父子家庭とも「あいさつ程度」(母子 43.7%、父子 36.7%) が最も多くなっています。「近所にお互いの家を訪問し合う人がいる」は母子家庭で 8.2%と、父子家庭 (1.7%) よりやや高いものの、「会えば親しく話をする人がいる」も合わせた比較的親密なつきあいのある割合は、母子家庭 (30.5%) に対し、父子家庭 (36.7%) でやや高くなっています。

前回調査と比較すると、父子家庭で「会えば親しく話をする人がいる」の割合がやや増加しています。

◆近所づきあいの程度



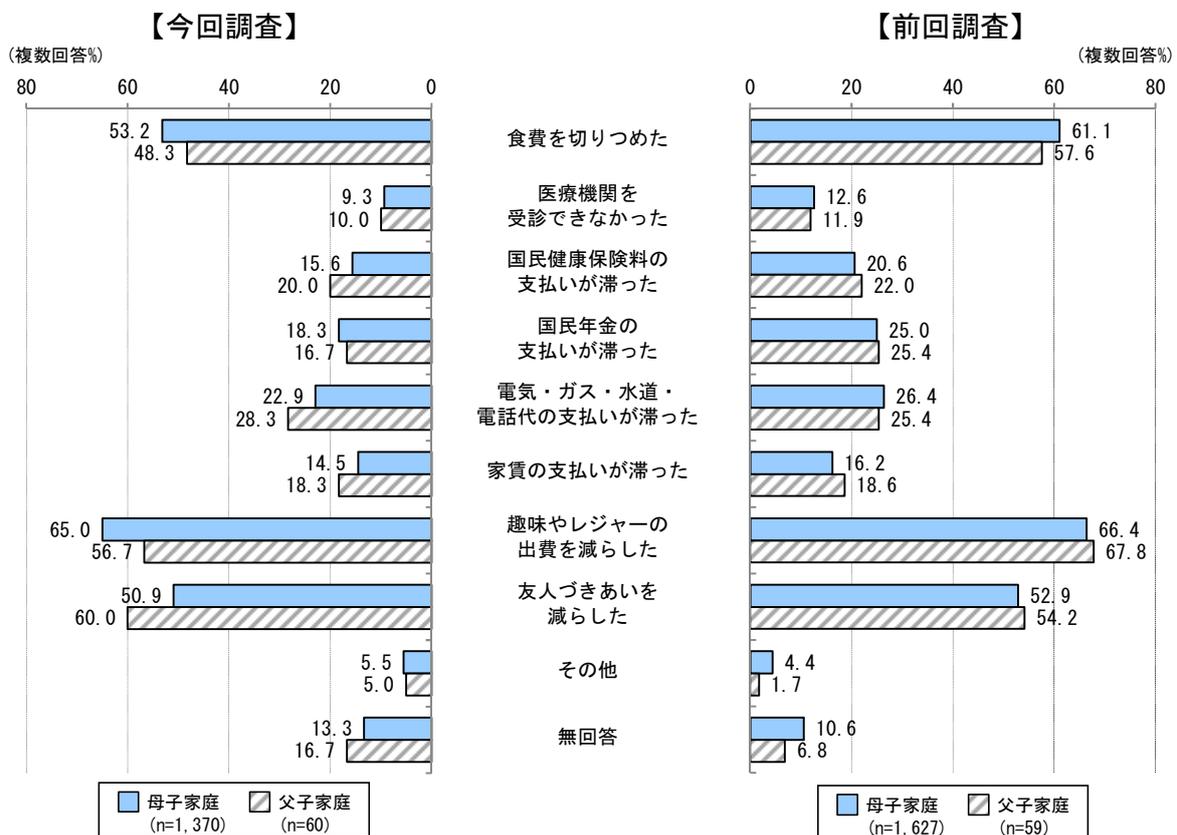
⑦ 子どもとの生活

(回答世帯が経済的な理由で経験したことがあるもの)

母子家庭では「趣味やレジャーの出費を減らした」が65.0%で最も多く、次いで「食費を切りつめた」(53.2%)となっています。父子家庭では「友人づきあいを減らした」が60.0%で最も多く、次いで「趣味やレジャーの出費を減らした」(56.7%)となっています。

前回調査と比較すると、母子・父子家庭とも「食費を切りつめた」、「医療機関を受診できなかった」、「国民健康保険料の支払いが滞った」、「国民年金の支払いが滞った」、「電気・ガス・水道・電話代の支払いが滞った」、「家賃の支払いが滞った」のほぼすべてで割合が減少しています。

◆回答世帯が経済的な理由で経験したことがあるもの



(子どもが経済的な理由で経験したことがあるもの)

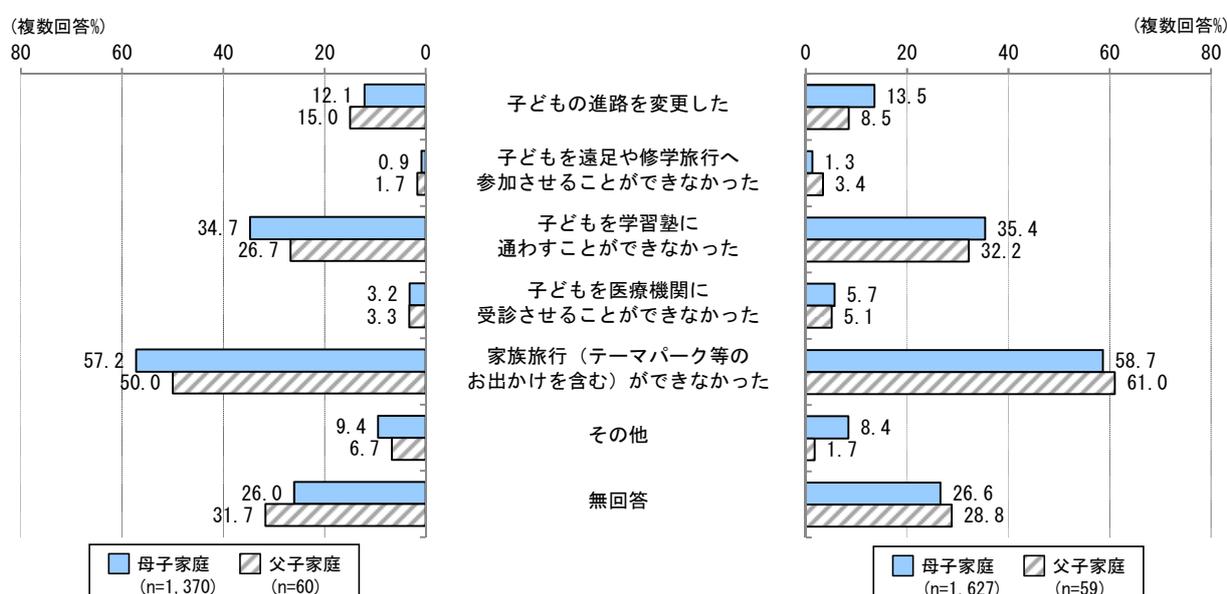
母子・父子家庭とも「家族旅行（テーマパーク等のお出かけを含む）ができなかった」（母子 57.2%、父子 50.0%）が最も多く、次いで、両者とも「子どもを学習塾に通わすことができなかった」（母子 34.7%、父子 26.7%）となっています。

前回調査と比較すると、父子家庭で「家族旅行（テーマパーク等のお出かけを含む）ができなかった」の割合が減少しています。

◆子どもが経済的な理由で経験したことがあるもの

【今回調査】

【前回調査】

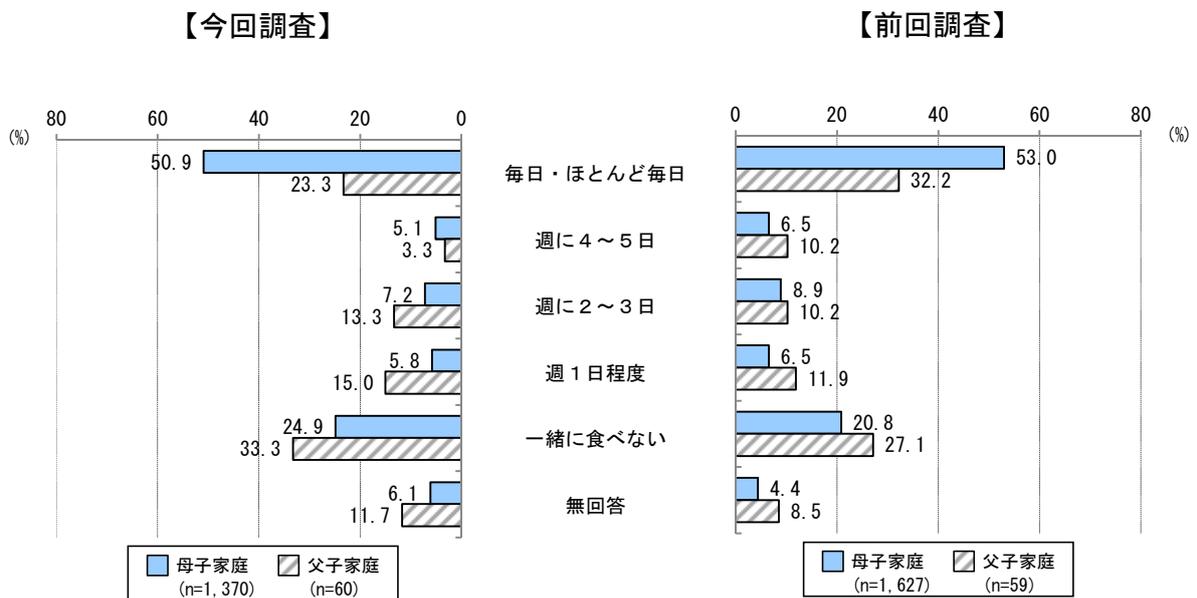


(子どもとの共食の状況)

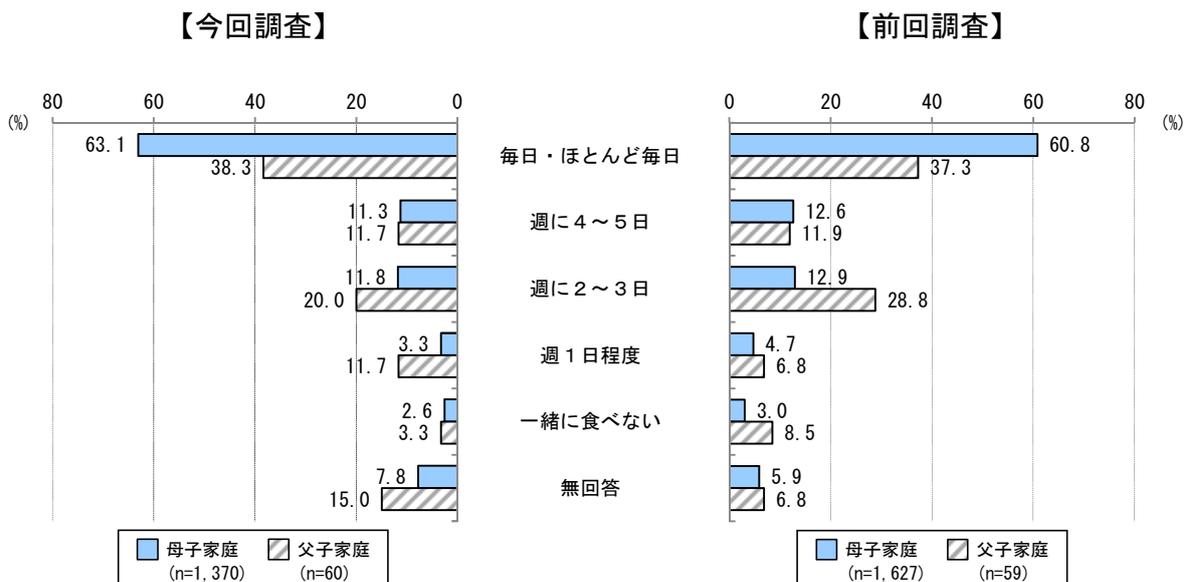
子どもと一緒に食事をとることについて、朝食・夕食とも「毎日・ほとんど毎日」の割合は、父子家庭に比べ母子家庭のほうが高くなっています。これに対し、父子家庭では、朝食は「一緒に食べない」、夕食は「週2～3回」の各割合が母子家庭に比べやや高くなっています。

前回調査と比較すると、父子家庭で、朝食における「一緒に食べない」の割合がやや増加しています。

◆子どもとの共食の状況（朝食）



◆子どもとの共食の状況（夕食）

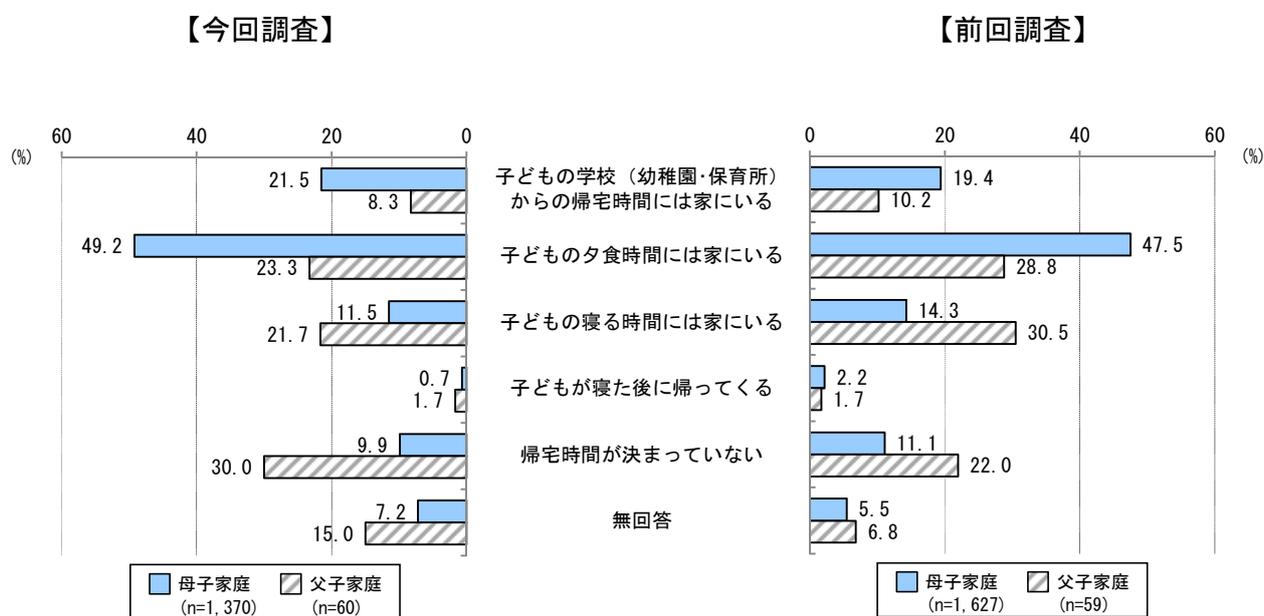


(平日母親または父親が家にいる時間帯)

母子家庭は、「子どもの夕食時間には家にいる」が49.2%で最も多く、次いで「子どもの学校（幼稚園・保育所）からの帰宅時間には家にいる」（21.5%）となっています。一方、父子家庭の場合は、「帰宅時間が決まっていない」が30.0%で最も多く、次いで「子どもの夕食時間には家にいる」（23.3%）となっています。

前回調査と比較すると、父子家庭で「子どもの寝る時間には家にいる」がやや減少している一方で、「帰宅時間が決まっていない」の割合がやや増加しています。

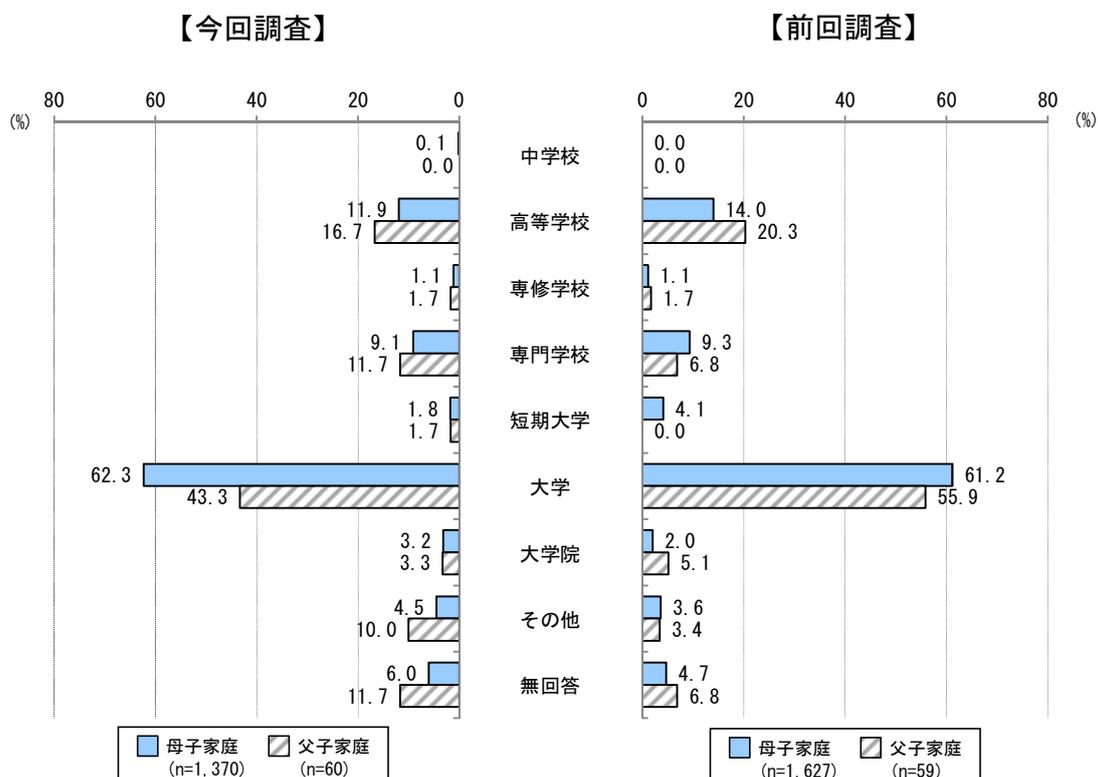
◆平日母親または父親が家にいる時間帯



(子どもに希望する将来の進路)

母子・父子家庭ともに、前回調査同様、「大学」(母子 62.3%、父子 43.3%)が最も多く、次いで「高等学校」(母子 11.9%、父子 16.7%)となっています。前回調査と比較すると、父子家庭で「大学」の割合が減少しています。

◆子どもに希望する将来の進路

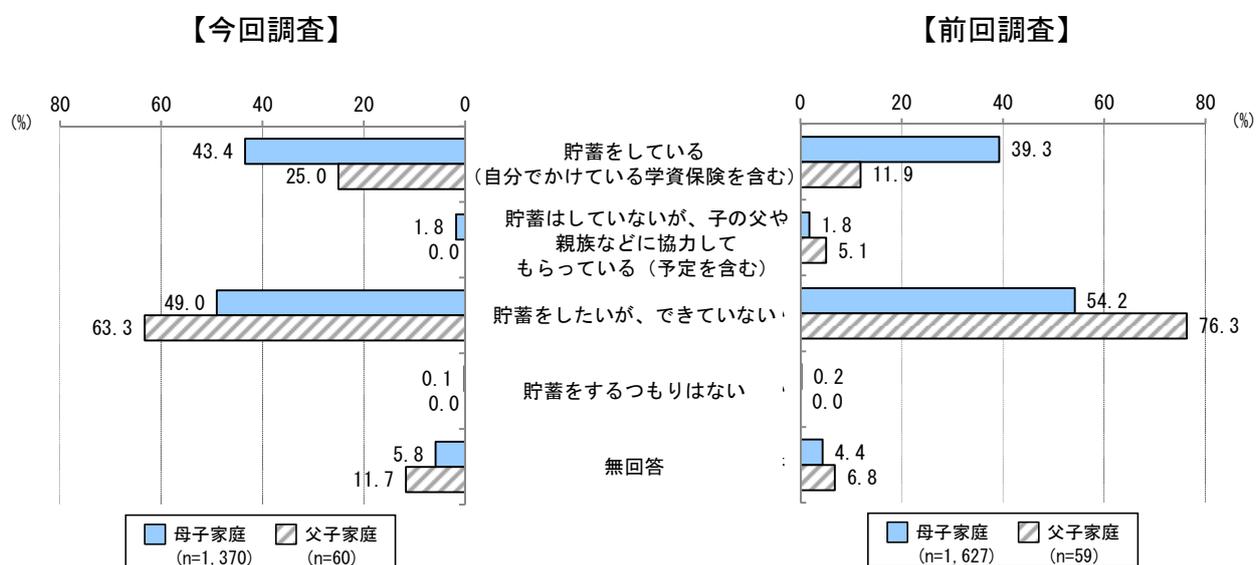


(子どもの将来のための貯蓄の状況)

母子・父子家庭ともに、前回同様、「貯蓄をしたいが、できていない」(母子 49.0%、父子 63.3%) が最も多く、特に父子家庭の割合が高くなっています。また、「貯蓄をしている(自分でかけている学資保険を含む)」の割合は母子家庭(43.4%)で高くなっています。

前回調査と比較すると、父子家庭で「貯蓄をしている(自分でかけている学資保険を含む)」の割合が増加している一方で、「貯蓄をしたいが、できていない」の割合は減少しています。

◆子どもの将来のための貯蓄の状況

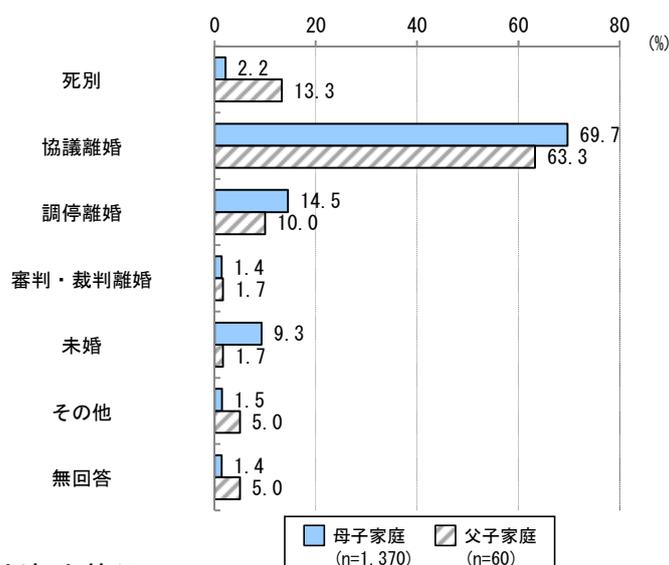


5) 養育費の状況

① ひとり親家庭になった理由

母子・父子家庭とも「協議離婚」(母子 69.7%、父子 63.3%) が最も多く、次いで母子家庭は「調停離婚」(14.5%)、父子家庭は「死別」(13.3%) となっています。

◆ひとり親家庭になった理由



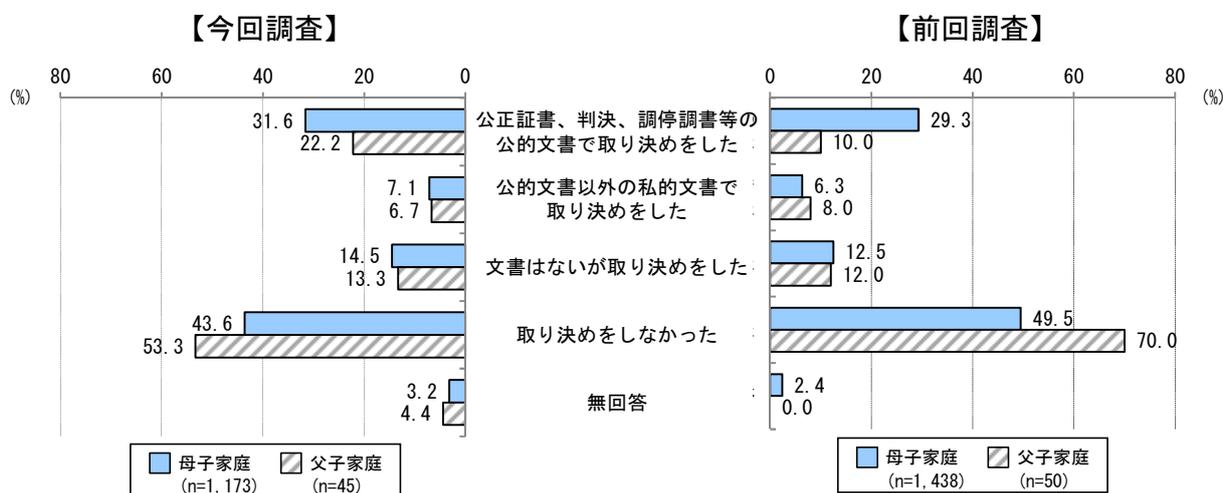
② 養育費の取り決め状況

(養育費の取り決め状況)

養育費の取り決め状況をみると、母子・父子家庭とも「取り決めをしなかった」(母子43.6%、父子53.3%) が最も多く、特に父子家庭の割合が高くなっています。これに対し、何らかの形で取り決めをした割合は母子家庭で高く、この傾向は前回調査の結果と変わりません。

前回調査と比較すると、父子家庭で「公正証書、判決、調停調書等の公的文書で取り決めをした」の割合が増加している一方で、「取り決めをしなかった」割合は減少しています。

◆養育費の取り決め状況



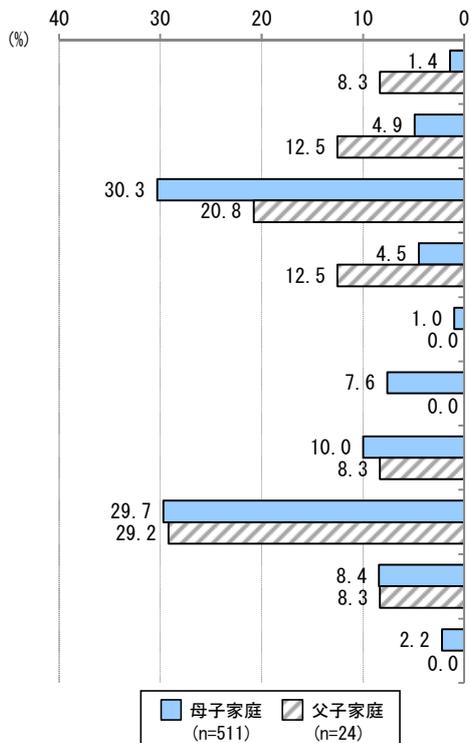
(養育費の取り決めをしなかった理由)

養育費の取り決めをしなかった理由は、母子家庭で「相手に支払う意思や能力がないと思ったから」が30.3%で最も多く、次いで「相手と関わりたくないから」(29.7%)となっています。一方、父子家庭では「相手と関わりたくないから」が29.2%で最も多く、次いで「相手に支払う意思や能力がないと思ったから」(20.8%)となっています。

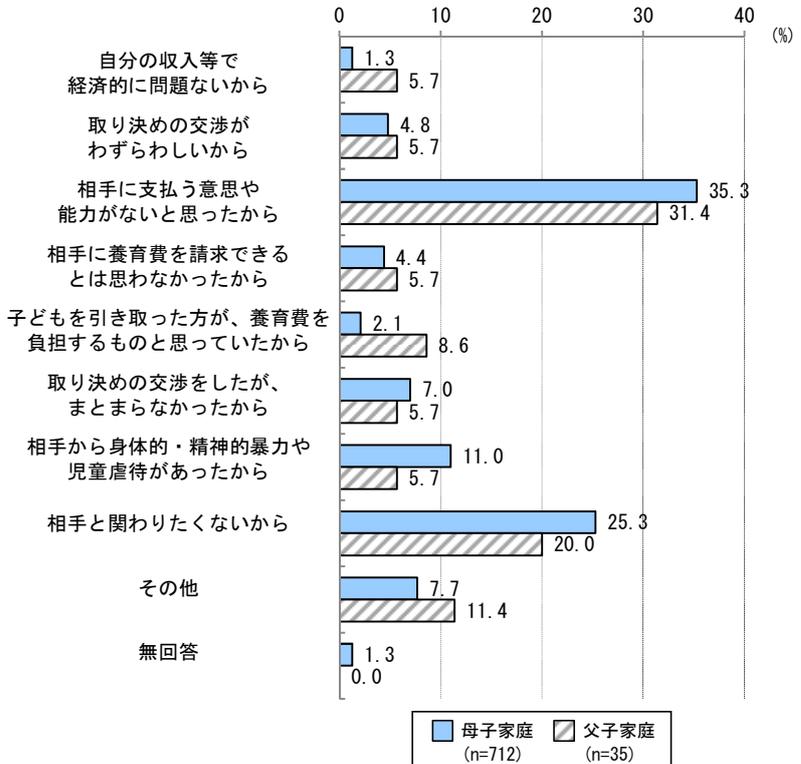
前回調査と比較すると、父子家庭で「相手に支払う意思や能力がないと思ったから」が減少しています。

◆養育費の取り決めをしなかった理由

【今回調査】



【前回調査】

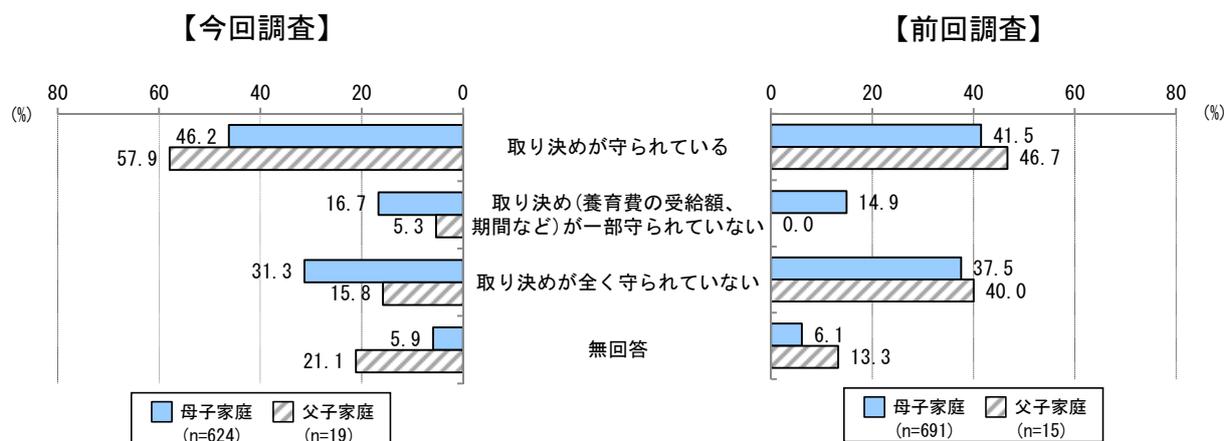


(養育費の取り決めの履行状況)

母子・父子家庭ともに「取り決めが守られている」(母子46.2%、父子57.9%)が最も多くなっています。

前回調査と比較すると、父子家庭で「取り決めが守られている」の割合が増加している一方で、「取り決めが全く守られていない」の割合が減少しています。

◆養育費の取り決めの履行状況

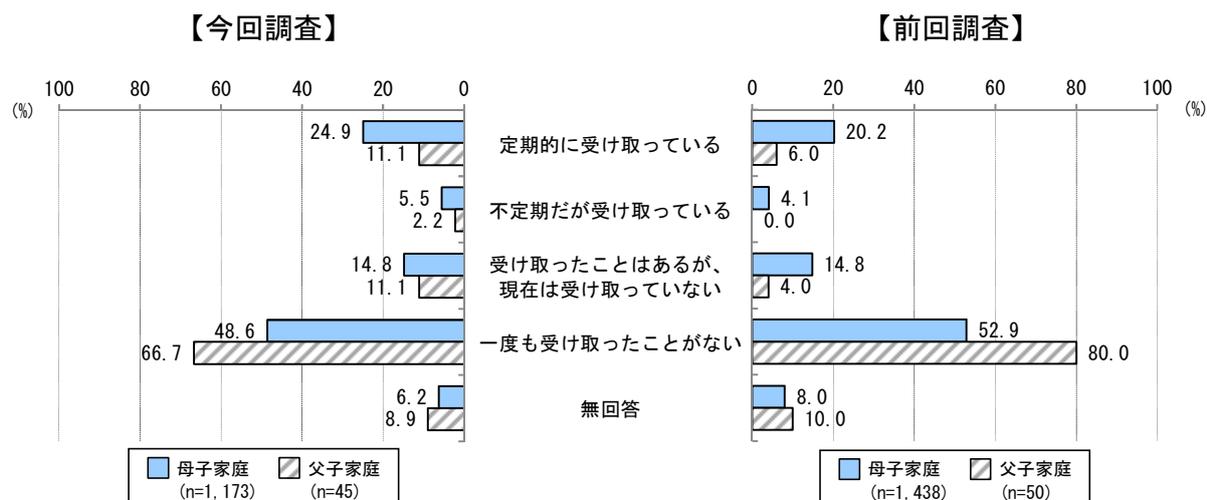


(養育費の需給状況)

母子・父子家庭ともに、前回調査同様、「一度も受け取ったことがない」(母子48.6%、父子66.7%)が最も多くなっています。

前回調査と比較すると、父子家庭で「定期的に受け取っている」の割合がやや増加している一方で、「一度も受け取ったことがない」の割合は減少しています。

◆養育費の受給状況



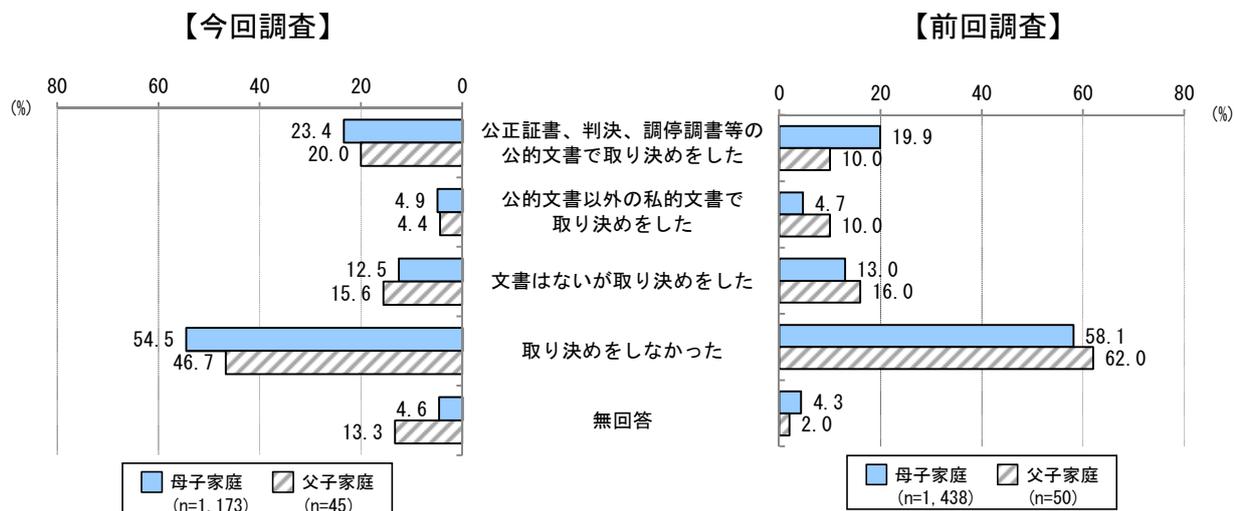
6) 面会交流の状況

(面会交流の取り決め状況)

母子・父子家庭ともに、前回調査同様、「取り決めをしなかった」(母子54.5%、父子46.7%)が最も多くなっています。

前回調査と比較すると、父子家庭で「公正証書、判決、調停調書等の公的文書で取り決めをした」の割合が増加している一方で、「取り決めをしなかった」割合は減少しています。

◆面会交流の取り決め状況



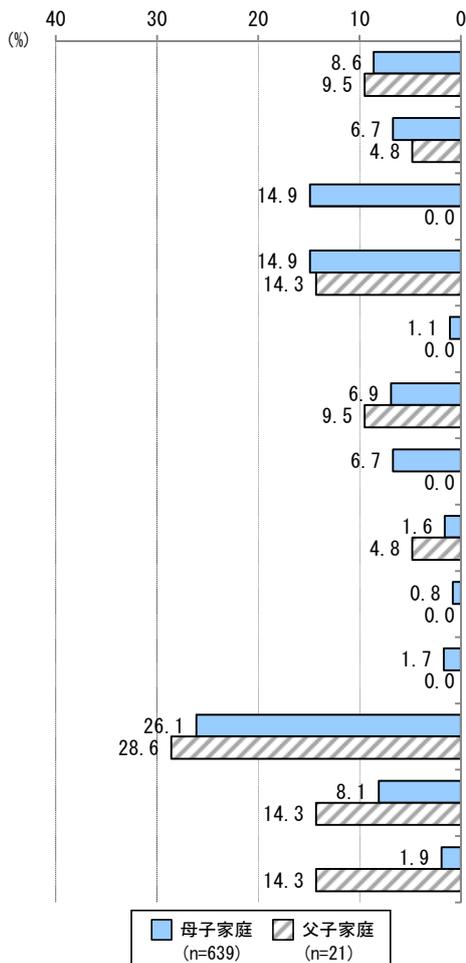
(面会交流の取り決めをしなかった理由)

母子・父子家庭ともに、「相手と関わりたくないから」(母子26.1%、父子28.6%)が最も多くなっています。

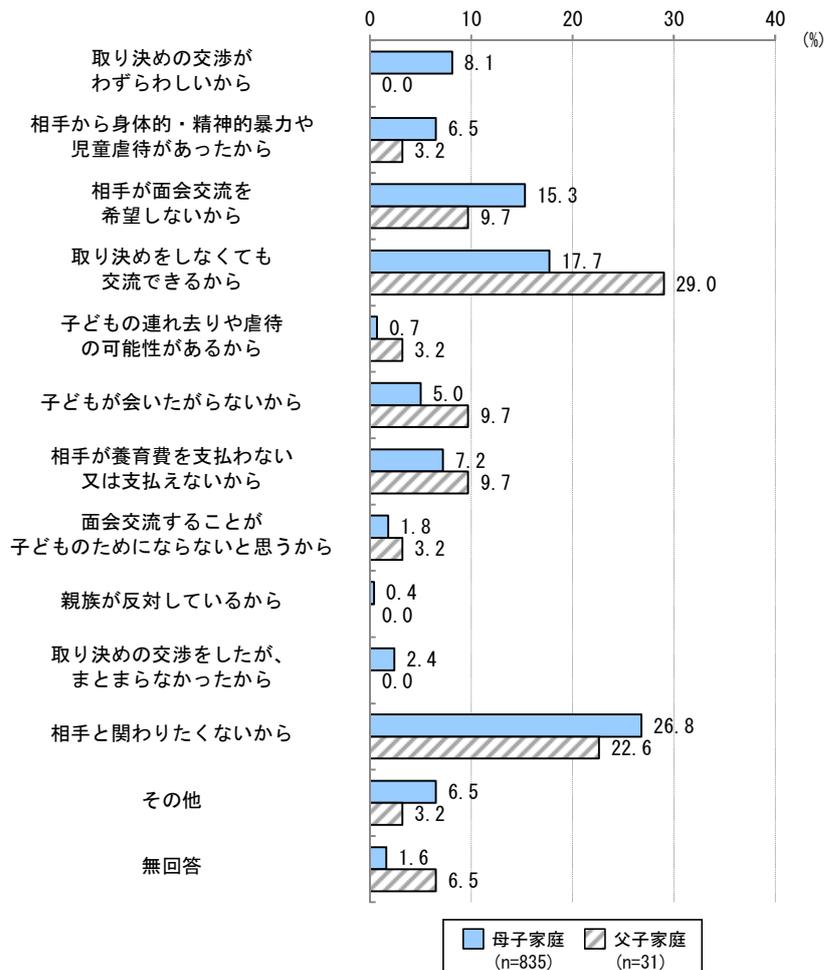
前回調査と比較すると、父子家庭で「取り決めをしなくても交流できるから」の割合が減少しています。

◆面会交流の取り決めをしなかった理由

【今回調査】



【前回調査】

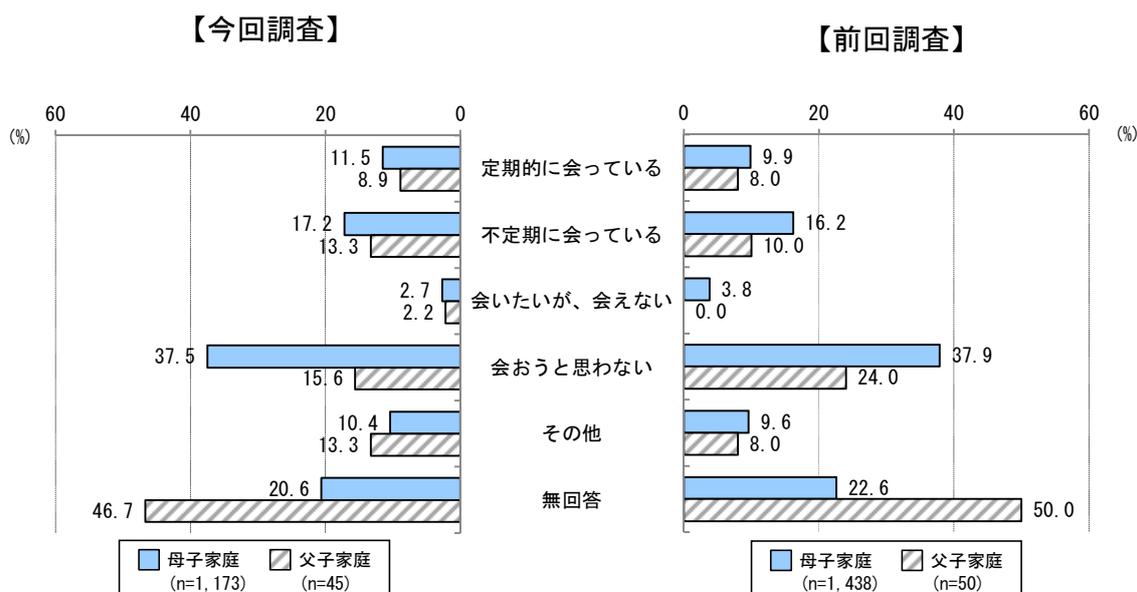


(面会交流の状況)

母子・父子家庭ともに、前回調査同様、「会おうと思わない」(母子37.5%、父子15.6%)が最も多くなっています。

前回調査と比較すると、父子家庭で「会おうと思わない」の割合がやや減少しています。

◆面会交流の状況



(2) 寡婦の概況

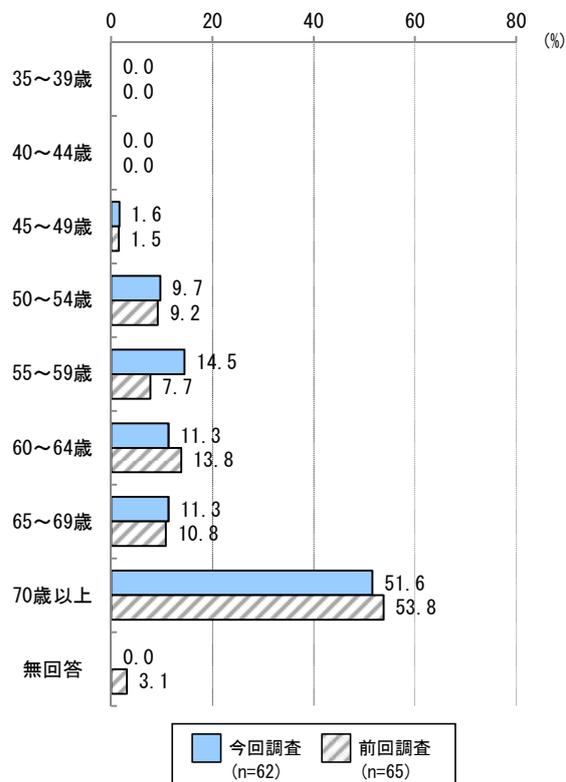
1) 世帯の状況

① 回答者の年齢構成

「70歳以上」が51.6%で最も多く、次いで「55～59歳」が14.5%、「60～64歳」、「65～69歳」が11.3%となっています。

65歳以上が全体の62.9%を占めています。

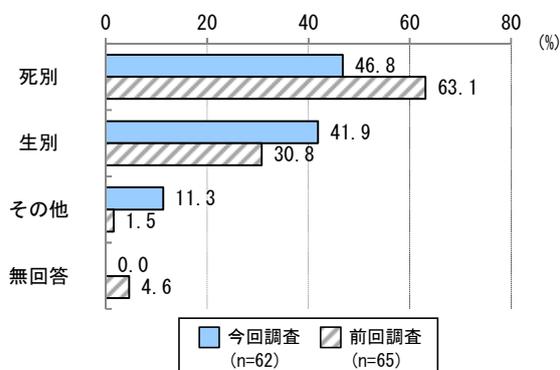
◆回答者の年齢構成



② 寡婦になった理由

寡婦になった理由は、「死別」が46.8%で最も多くなっていますが、前回調査の結果に比べその割合は減少し、「生別」の割合が30.8%から41.9%に増加しています。

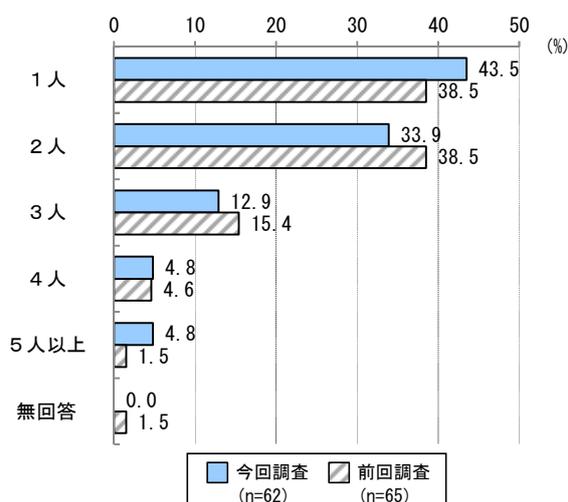
◆寡婦になった理由



③ 世帯人数

世帯人数は、「1人」が43.5%で最も多く、次いで「2人」(33.9%)となっています。前回調査の結果に比べ、「1人」の割合がやや増加しています。

◆世帯人数



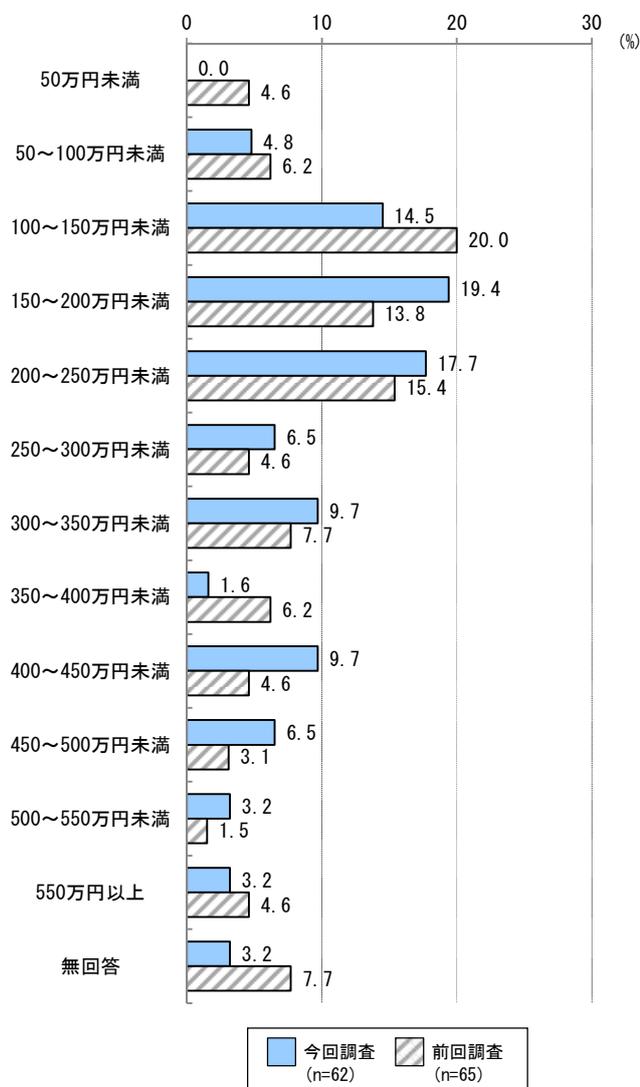
④ 家計の状況

(世帯収入と就労収入)

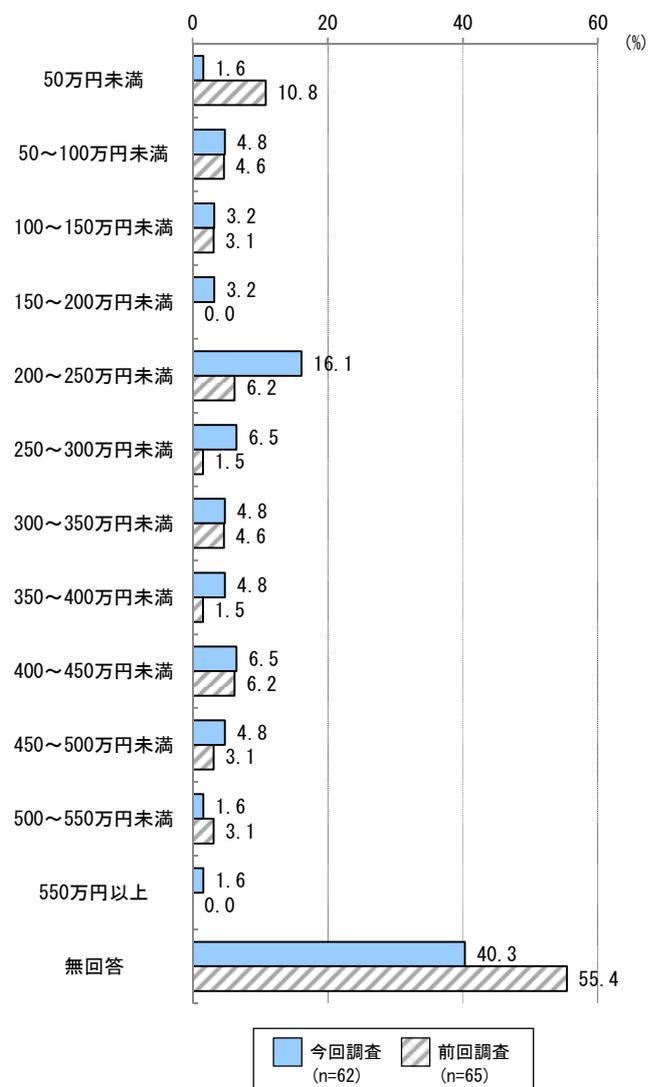
令和3年(2021年)1年間の世帯収入は、「150～200万円未満」が19.4%で最も多く、就労による収入は、「200～250万円未満」が16.1%で最も多くなっています。

前回調査と比較すると、世帯収入について、「100～150万円未満」の割合がやや減少している一方で、「150～200万円未満」の割合がやや増加しています。また、就労収入について、「50万円未満」の割合がやや減少している一方で、「200～250万円未満」の割合がやや増加しています。

◆世帯収入



◆就労収入

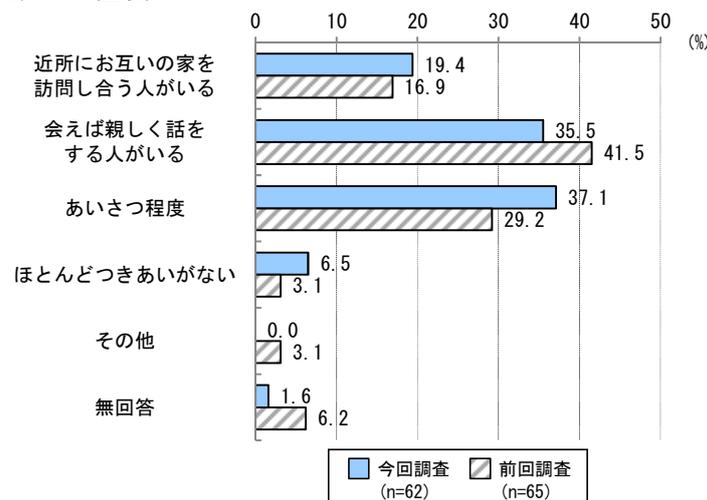


⑤ 近所づきあいの程度

「あいさつ程度」が37.1%で最も多く、次いで「会えば親しく話をする人がいる」(35.5%)となっています。

前回調査と比較すると、「会えば親しく話をする人がいる」の割合がやや減少している一方で、「あいさつ程度」の割合がやや増加しています。

◆近所づきあいの程度



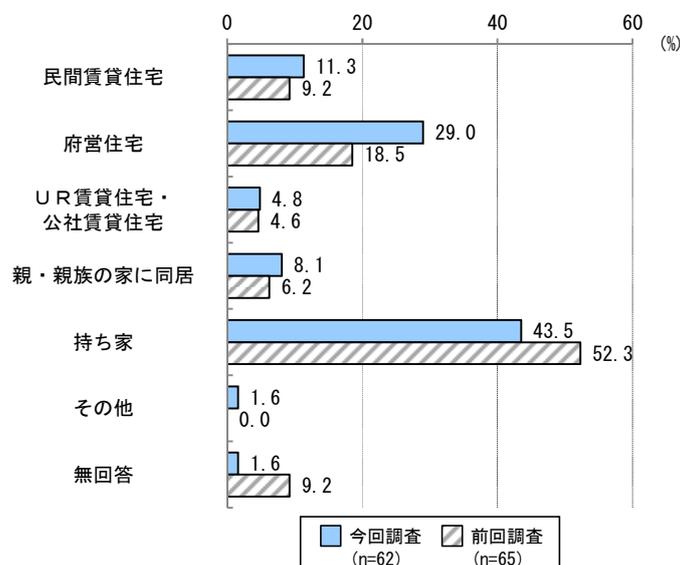
2) 住まいの状況

① 住まいの種類

「持ち家」が43.5%と最も多くなっています。また、『借家住まい』（「民間賃貸住宅」11.3%、「府営住宅」29.0%、「UR賃貸住宅・公社賃貸住宅」4.8%の合計）割合は45.1%となっています。

前回調査の結果と比較すると、「持ち家」の割合がやや減少している一方で、『借家住まい』の割合が増加しています。

◆住まいの種類

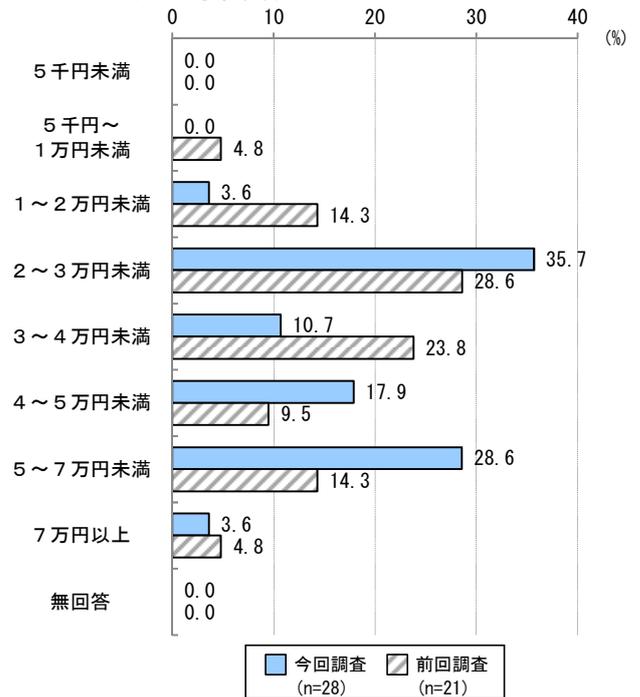


② 1か月の家賃額

現在の住居が「民間賃貸住宅」、「府営住宅」、「UR賃貸住宅・公社賃貸住宅」と回答した人の1か月の家賃は、「2～3万円未満」が35.7%で最も多く、次いで「5～7万円未満」(28.6%)となっています。

前回調査の結果と比較すると、「1～2万円未満」、「3～4万円未満」の割合が減少している一方で、「5～7万円未満」の割合が増加しています。

◆ 1か月の家賃額



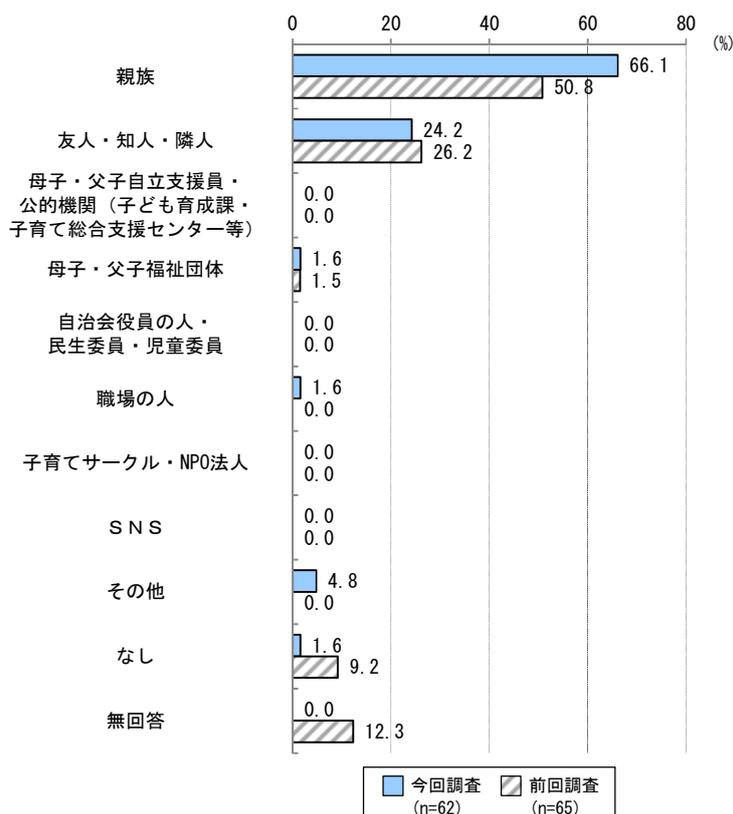
3) 家庭生活の状況

① 困った時の相談相手の有無と主な相談相手

前回調査の結果同様、「親族」が66.1%で最も多く、次いで「友人・知人・隣人」(24.2%)となっています。

前回調査と比較すると、「親族」の割合が増加しています。

◆ 困ったときの主な相談相手の有無と主な相談相手

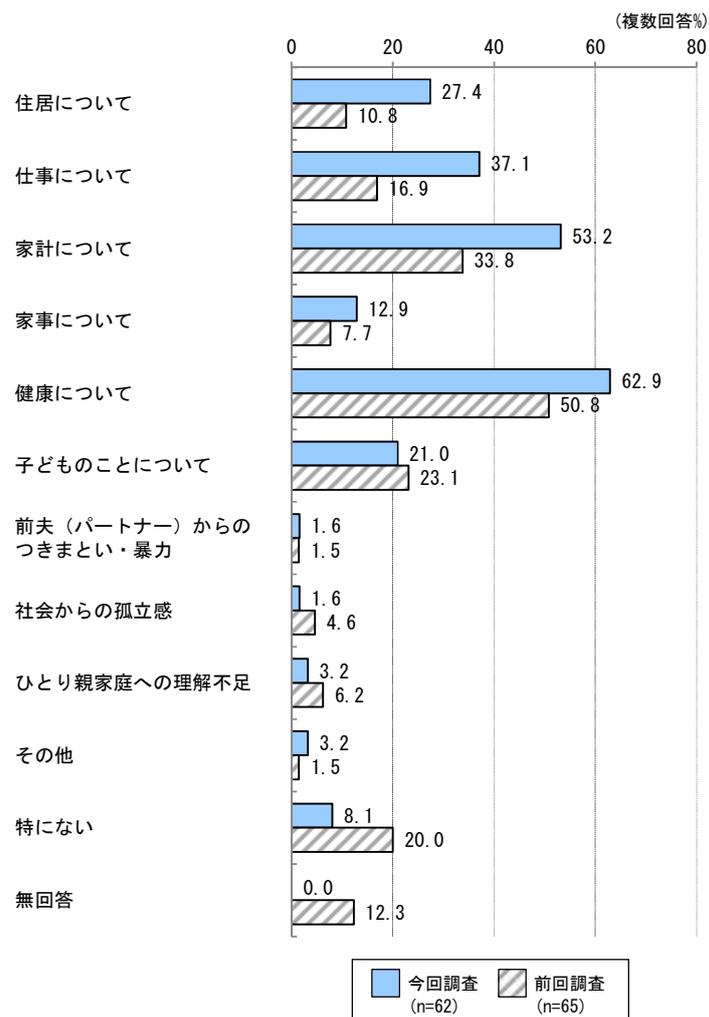


② 特に困っていること

「健康について」が62.9%で最も多く、次いで「家計について」(53.2%)、「仕事について」(37.1%)となっています。

前回調査と比較すると、「特にない」の割合が減少している一方で、「仕事について」、「家計について」、「住居について」、「健康について」の割合が増加しています。

◆特に困っていること



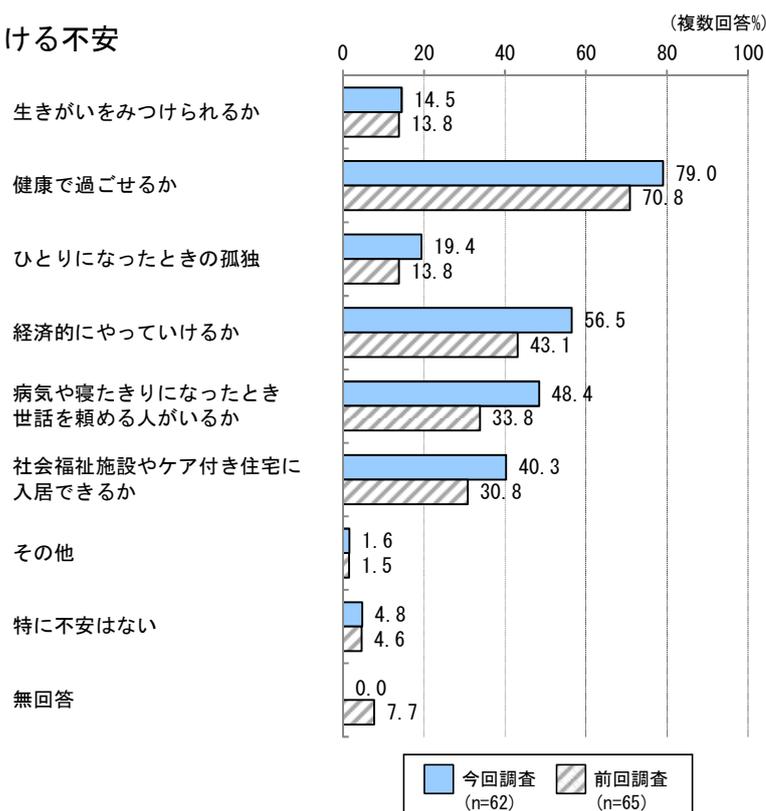
4) 今後の生活についての考え

① 高齢期における不安

前回調査の結果同様、「健康で過ごせるか」(79.0%)が最も多く、次いで「経済的にやっていけるか」(56.5%)、「病気や寝たきりになったとき世話を頼める人がいるか」(48.4%)となっています。

前回調査と比較すると、「病気や寝たきりになったとき世話を頼める人がいるか」、「経済的にやっていけるか」の割合が増加しています。

◆高齢期における不安

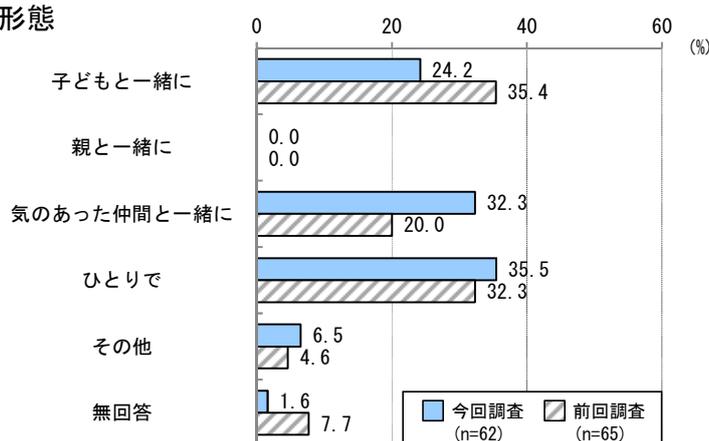


② 今後希望する同居形態

今後の暮らしで希望する同居形態は、「ひとりで」が35.5%で最も多く、次いで「気のあった仲間と一緒に」(32.3%)となっています。

前回調査と比較すると、「子どもと一緒に」の割合が減少している一方で、「気のあった仲間と一緒に」の割合が増加しています。

◆今後希望する同居形態



3 第三次計画の実施状況と評価

第三次計画では、「就業支援の推進」「子育てや生活支援の推進」「相談・情報提供体制の充実」「養育費確保のための支援の推進」「経済的支援の推進」の5つの基本目標を設定し、ひとり親家庭等の自立支援施策を総合的かつ計画的に推進してきました。目標ごとの施策（事業等）の実施状況は次のとおりです。

【実施状況】（1）就業支援の推進

① より良い就業に向けた能力開発等への支援

○母子家庭等就業・自立支援センター事業の実施

総合的な就業自立支援を図るため、市主催事業として介護職員初任者研修を実施してきましたが、令和3年度については、委託事業者の業務休止のため未実施となりました。また、大阪府、東大阪市、枚方市、八尾市、寝屋川市及び吹田市との共催事業として、各種講習会や就業出張相談会（年4回）を実施しました。

■市主催

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
介護職員初任者研修講習修了	6件	4件	3件	—

■府共催

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
各種講習会	20件	11件	14件	14件
就業相談	29件	17件	18件	21件
生活相談	65件	21件	38件	69件
養育費相談	2件	3件	2件	2件

○自立支援教育訓練給付金事業の実施

市長が指定する教育訓練講座を受講したひとり親家庭の親に対し、講座修了後に入学料及び受講料の一部を支給しました。

■自立支援教育訓練給付金事業

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
受給件数	8件	6件	5件	5件

○高等職業訓練促進給付金等事業の実施

看護師等の資格を取得するため養成機関で修業し、就業及び育児と修学の両立が困難な場合に、生活費の負担軽減を目的として給付金を給付しました。また、大阪府ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業の紹介を行いました。

■高等職業訓練促進給付金等事業

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
受給件数	23件	20件	15件	17件

○ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業の実施

ひとり親家庭の親及びその児童が高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す場合に、民間事業者などが実施する対策講座の受講費用の一部を支給する支援制度を周知し、利用を促進することで、ひとり親家庭の学び直しを支援しました。

■ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
相談件数	2件	0件	2件	0件
申請件数	0件	0件	1件	0件

○母子・父子自立支援プログラム策定事業の実施

児童扶養手当受給者の状況やニーズ等に対応した自立支援プログラムを策定し、ハローワークとの連携を図り、生活保護受給者等就労自立促進事業を活用しながら継続的な就業支援を実施しました。また、大阪府ひとり親家庭住宅支援資金貸付事業の紹介を行いました。

■母子・父子自立支援プログラム策定事業

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
相談件数	105件	123件	74件	99件
プログラム策定	41件	31件	21件	31件
内 就業	17件	8件	5件	16件
中止	3件	4件	2件	4件
支援中	21件	19件	14件	11件

○技能習得期間中の生活資金貸付制度の活用

看護師等の技能習得を希望するひとり親家庭に対し、母子・父子・寡婦福祉資金（生活資金）の貸付制度周知を行い、生活の安定を支援しました。なお、大阪府ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業の紹介を行ったことなどにより、貸付の実績はありませんでした。

■技能習得期間中の生活資金貸付

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
相談件数	4件	0件	0件	0件

○ひとり親家庭等の状況に応じた就業支援（ハローワーク等との連携）

母子・父子自立支援員を配置し、児童扶養手当の手続を行う際等に、ハローワーク等と連携して、求人情報の提供や、就職・能力開発に関する相談等を実施しました。また、児童扶養手当の現況届受付時期にハローワークコーナーで児童扶養手当受給者専用の相談時間を確保するなど、支援体制の強化に取り組みました。

■母子・父子自立支援員等による相談支援

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
就労に関する相談	105件	123件	74件	99件
内 離婚前	45件	76件	39件	44件

② 就業機会創出のための支援

○公共施設におけるひとり親家庭等の雇用の促進

母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく、公共的施設におけるひとり親家庭等の雇用促進のため、母子家庭等・就業自立支援センターを通じて、大阪府非常勤職員等の就労斡旋を行い、ひとり親家庭の雇用に推進しました。

○母子・父子福祉団体等への優先的な事業発注等の促進

高槻市ひとり親家庭福祉会に対し、郡家老人福祉センターにおいて売店の優先許可を実施したほか、市内各施設（各消防署・総合体育館・保健センター等）に自動販売機の設置を許可しました。また、令和4年度（2022年度）より新たに郡家・山手老人福祉センターへの自動販売機設置を許可しました。

③ 母子家庭の母等の雇用促進のための啓発、情報提供

○母子家庭の母等の雇用に関する啓発活動等・情報提供

母子家庭等就業・自立支援センターにおいて、ハローワークと連携し、母子家庭の母等の就業促進に向けた啓発活動を行いました。

また、国では、ハローワーク等を通じ母子家庭の母等の常用雇用に対して、特定求職者雇用開発助成金やトライアル雇用助成金を支給しており、その紹介を行いました。

④ 母子・父子福祉団体、NPO等に対する支援

○母子・父子福祉団体、NPO等に対する支援

大阪府母子寡婦福祉連合会に委託している母子家庭等就業・自立支援センターにおいて就業情報提供事業を実施し、ハローワーク等からの求人情報提供を受けました。

○母子・父子福祉団体が行う事業に対する支援

母子・父子福祉団体に対し、母子・父子・寡婦福祉資金貸付金の貸付対象とし、相談に応じて資金活用による支援を行いました（事業開始資金・事業継続資金等）。

○母子・父子福祉団体等の受注機会の増大への配慮

母子・父子福祉団体等が母子家庭の母及び寡婦の就業の促進につながる業務をより多く受注できるよう、地方自治体が物品やサービスを購入の際、予算の適正な使用に留意しつつ適切な配慮を行ってきました。

高槻市ひとり親家庭福祉会に対し、ひとり親家庭等日常生活支援事業と、ひとり親家庭等生活向上事業を委託しました。

さらに、大阪府母子寡婦福祉連合会に対しては、母子家庭等就業・自立支援センター事業を委託しました。

【評価】（１）就業支援の推進

母子家庭等就業・自立支援センター事業の各種講習会の受講人数や就業相談等の件数は年度により増減がありますが、各種講習会や就業相談等を実施することで、ひとり親家庭等に一貫した就業支援サービスを提供することができました。自立支援教育訓練給付金事業及び高等職業訓練促進給付金等事業の受給件数は微減していますが、対象講座の追加や支給上限期間の延長など制度の拡充を行いました。また、母子・父子自立支援プログラム策定事業のプログラム策定件数や母子・父子自立支援員による相談件数においても年度により増減がありますが、ハローワークと連携した生活保護受給者等就労自立促進事業の活用や大阪府ひとり親家庭住宅支援資金貸付事業等の情報提供を行うことにより、ひとり親家庭等の就業に向けた丁寧な支援を行うことができました。さらに、高槻市ひとり親家庭福祉会に対し、新たな事業の委託や、自動販売機設置の許可を行うなど、母子・父子福祉団体を支援しました。

今後とも、ひとり親家庭等がより良い雇用条件で就業することで安定した収入を得ることにより、自立した生活を送ることができるように、引き続き就業支援策を推進する必要があります。

【実施状況】（２）子育てや生活支援の推進

① 保育サービスの充実

○保育所等優先利用の推進

就業や求職活動、職業訓練を十分に行い、ひとり親家庭の児童が保育所に優先的に入所することができるよう、入所選考基準の中で、ひとり親家庭について加点を行うなど配慮を行いました。

○特別保育事業の充実

親が仕事と子育ての両立ができるよう、延長保育、一時預かり、病児・病後児保育事業などを実施しました。

■特別保育事業

	平成30 年度	令和元 年度	令和2 年度	令和3 年度
延長保育〔利用人数〕	73,460 人	72,546 人	50,936 人	61,520 人
一時預かり〔入所児童数〕	24,068 人	29,866 人	29,747 人	40,741 人
病後児保育〔新規登録者数〕	287 人	547 人	333 人	394 人
〔利用人数〕	129 人	66 人	48 人	45 人
体調不良児対応事業〔利用人数〕	5,508 人	8,017 人	9,702 人	12,252 人
休日保育〔利用人数〕	643 人	650 人	601 人	601 人

② 多様な子育て支援の充実

○ファミリー・サポート・センター事業の実施

随時、個別説明会を行い、特に提供会員増に向けた広報活動を取り組みました。また、ひとり親家庭の利用に向け、優先して提供会員の調整に取り組みました。

■ファミリー・サポート・センター事業

	平成30 年度	令和元 年度	令和2 年度	令和3 年度
会員登録数	2,695 人	2,666 人	2,493 人	2,423 人
依頼会員	1,922 人	1,909 人	1,766 人	1,717 人
提供会員	546 人	562 人	568 人	578 人
両方会員	227 人	195 人	159 人	128 人
活動件数	4,004 件	4,399 件	2,543 件	2,324 人

○ひとり親家庭等日常生活支援事業の実施

ひとり親家庭等が疾病や就業支援講習会の受講等で一時的に家事、育児等の日常生活に支障が生じた場合に、家庭生活支援員を派遣し、必要な家事援助または保育サービスを提供しました。

■ひとり親家庭等日常生活支援事業

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
派遣世帯数	4世帯	3世帯	2世帯	1世帯
派遣回数	13回	3回	5回	1回
派遣時間数	59時間	6時間	13時間	2時間

○子育て短期支援事業の実施

保護者の疾病や育児不安・負担感からの理由等で、一時的に養育困難な場合に保護者より申請を受け付け、児童養護施設等と調整を行い事業を実施しました。

■子育て短期支援事業

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
利用人数	11人	9人	2人	2人
延べ日数	83日	21日	5日	11日

③ 学童保育室の優先的利用の推進

○学童保育室の優先的利用の推進

就業や求職活動、職業訓練を十分に行うことができるよう、入室選考基準の中で、ひとり親家庭について優先的に取り扱うよう配慮しました。

④ 住宅確保に向けた支援の推進

○公営住宅の積極的活用の推進等

府営住宅の福祉世帯向け募集時には、応募用紙一式を相談窓口置き、児童扶養手当や各種自立支援の相談・受付時に併せて情報提供を行いました。

【評価】（２）子育てや生活支援の推進

各事業の周知や利用促進のための積極的な調整に努めた結果、数多くの方がファミリー・サポート・センター事業をはじめとした子育て支援サービスを利用されました。

また、特別保育事業についても、就労形態の多様化や利用者のニーズに対応できるサービスを検討し、より身近にサービスを受けられる体制づくりとサービスの認知度向上に努めたことで、特別保育事業実施施設の拡充及び利用実績の促進につながることができました。

ひとり親家庭等の親が安心して子育てと就業、就業のための訓練との両立ができるように、引き続き保育所等への優先的利用等や公営住宅の積極的な活用を推進するなど支援体制を整備するとともに、特別保育事業など多様な保育サービスやファミリー・サポート・センター事業等の子育てや生活支援サービスを積極的に活用してもらうための事業の周知に努める必要があります。

【実施状況】（3）相談・情報提供体制の充実

① 母子・父子自立支援員による相談支援の推進

○母子・父子・寡婦福祉資金貸付金に関する情報提供の実施

母子・父子自立支援員により、母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度についての情報提供や相談の充実に努めました。

■母子・父子・寡婦福祉資金貸付金に関する相談状況

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
貸付金に関する相談	277件	202件	144件	82件

○児童扶養手当窓口における相談、情報提供等適切な自立支援の実施

母子・父子自立支援員及び児童扶養手当担当者により、児童扶養手当の新規申請時及び更新時等に、積極的な自立支援の情報提供を行い、相談支援の充実に努めました。

■児童扶養手当窓口における相談状況

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
生活・就労	341件	415件	341件	374件
児童	59件	46件	53件	39件
経済支援	680件	645件	655件	525件
その他	44件	54件	47件	51件
合計	1,124件	1,160件	1,096件	989件

② 地域における相談体制の充実

○母子・父子福祉推進委員による地域における相談体制の充実

市内の小校区毎に設置している母子・父子福祉推進委員を委嘱し、身近な地域においてひとり親家庭等からの各種相談に対応しました。

■母子・父子福祉推進委員による相談状況

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
住宅	10件	7件	7件	7件
就業	22件	15件	16件	21件
児童	20件	13件	13件	14件
貸付金	7件	2件	8件	6件
医療	13件	13件	7件	15件
その他	16件	14件	10件	17件
相談総数	88件	64件	61件	80件

③ 専門相談機関との連携の強化

○各種専門相談及び関係部署との連携強化

ひとり親家庭自立支援相談において、必要に応じて各専門機関・関係機関と連携し、総合的なひとり親家庭等の支援に努めました。

〈主な連携先〉

・離婚・親権・養育費等

法律相談（市民生活相談課）、養育費相談（母子家庭等就業・自立支援センター）、家事手続案内〔離婚調停・審判の申立て手続の方法等の相談〕（大阪家庭裁判所）

・DV被害・女性の様々な問題等

DV相談・女性相談（人権・男女共同参画課）、吹田子ども家庭センター、大阪府女性相談センター

・児童虐待・子育て

児童家庭相談（子育て総合支援センター）、吹田子ども家庭センター

・労働問題・就労に関する相談

労働相談（産業振興課）、ハローワーク茨木

・経済支援・生活困窮

生活保護相談（生活福祉支援課）、生活困窮者自立支援相談（福祉相談支援課くらしごとセンター）、生活福祉資金貸付（社会福祉協議会）

④ 子育て等に関する情報提供の充実

○情報提供活動の推進

子ども未来部内及び子育てに関わる機関との連携を強化し、各種支援・情報提供の充実に努めました。

⑤ 子どもの貧困対策に関する連携の強化

○子どもの貧困対策に関する連携の強化

子どもの未来を応援するための庁内対策会議の開催や、子どもの貧困対策に関わる関係部署間で、子どもの貧困対策に関する施策一覧の情報共有を行うなど、連携の強化に努めました。

【評価】（３）相談・情報提供体制の充実

母子・父子自立支援員による、きめ細やかな相談・支援を実施するとともに、ひとり親家庭等に関する各種相談や、専門相談機関や子どもの貧困対策に関わる関係部署との連携を強化することで、相談・情報提供体制を充実することができました。

各種相談の件数は年度により増減がありますが、今後も、児童扶養手当の手続をはじめとするあらゆる機会を捉えて支援窓口につなげるとともに、相談窓口の周知により利用を促すことが必要です。

【実施状況】（４）養育費確保のための支援の推進

① 広報・啓発活動の推進

○広報・啓発活動の推進

養育費に関するリーフレットを、児童扶養手当窓口に加え、婚姻・離婚届窓口や、市民生活相談課の窓口等に配架し、養育費の支払いや取り決めについての啓発に努めました。

② 相談体制の確立

○母子家庭等就業・自立支援センター事業を充実し実施（再掲）

母子家庭等就業・自立支援センター内に養育費専門相談員を配置し、養育費や面会交流等に関する専門相談を実施しました。

③ 情報提供活動の推進

○情報提供活動の推進

母子・父子自立支援員が養育費相談支援研修等に参加して専門知識の向上に努め、離婚にまつわる相談の中で養育費に関するアドバイスをを行い、専門機関との連携に努めました。

【評価】（４）養育費確保のための支援の推進

養育費に関するリーフレットを各種窓口等で配布し、養育費の支払いや取り決めについての啓発活動を推進するとともに、母子家庭等就業・自立支援センターで養育費に関する専門相談を実施することで、相談体制の充実を図りました。また、母子・父子自立支援員が養育費相談支援研修に参加し専門知識の向上に努めるとともに、相談の中で養育費に関するアドバイスをを行うことができました。

養育費の取り決めや確保が適切になされるように、今後も窓口をはじめとする広報啓発活動や相談体制の整備を推進することが必要です。

【実施状況】（５）経済的支援の推進

① 母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度に関する情報提供及び適正な貸付

○母子・父子・寡婦福祉資金貸付金に関する情報提供、適正な貸付業務の実施
貸付相談担当者及び償還相談担当者を配置し、貸付・償還両面においてひとり親家庭等の生活状況に配慮した丁寧かつ適切な相談支援に努め、令和2年度（2020年度）には就学資金等の貸付限度額の引上げを行いました。国の高等教育の修学支援新制度を紹介することで、国制度を選ぶ世帯が多かったことから、貸付の件数と金額は減少しました。

■母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度の利用状況

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
件数	95 件	91 件	50 件	32 件
金額	69,011,800 円	62,692,700 円	32,960,000 円	21,630,000 円

② 児童扶養手当に関する情報提供及び給付

○児童扶養手当に関する情報提供及び給付業務の実施

父または母と生活を一緒にしない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進、及び児童の健全な育成を図るために児童扶養手当の支給に努めました。

■児童扶養手当受給件数・金額

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
受給資格者数	2,761 件	2,624 件	2,564 件	2,514 件
全額支給者数	1,429 件	1,315 件	1,299 件	1,226 件
一部支給者数	972 件	935 件	911 件	931 件
全額停止者数	360 件	374 件	354 件	357 件
執行済み額	1,260,052,390 円	1,542,215,140 円	1,171,229,660 円	1,150,336,490 円

③ ひとり親家庭医療費助成制度に関する情報提供及び医療費助成

○ひとり親家庭医療費助成制度に関する情報提供及び医療費助成の実施

ひとり親家庭を対象に、入・通院での保険診療に係る自己負担額（一部自己負担額を除く。）を助成しました。

■ひとり親家庭医療費助成の助成額等

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
助成件数	72,074 件	71,352 件	61,022 件	67,178 件
助成額	177,672,713 円	180,359,417 円	159,757,445 円	174,830,750 円

④ 保育料の優遇措置に関する情報提供および軽減

○保育料の優遇措置に関する情報提供及び軽減の実施

未婚を含むひとり親家庭の親に対する保育料の優遇措置について、窓口で配布する手引きやホームページ等での情報提供に努めました。

⑤ J R通勤定期乗車券割引に関する情報提供及び証明書交付

○J R通勤定期乗車券割引に関する情報提供及び証明書交付の実施

児童扶養手当を受給している世帯に対して、J R通勤定期乗車券割引のための証明書を交付しました。

■J R通勤定期券乗車券割引のための証明書交付件数

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
交付件数	502 件	523 件	414 件	361 件

【評価】（5）経済的支援の推進

母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度の利用状況は、件数、金額ともに減少傾向ではありますが、ひとり親家庭等の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図るために、引き続き制度に関する情報提供と適切な貸付業務を行っていく必要があります。

また、児童扶養手当の受給資格者数やひとり親家庭医療費助成制度の対象者数についても概ね減少傾向にあります。経済的に厳しい状況にあるひとり親家庭の生活の安定と自立の促進を図るため、引き続き助成制度や優遇措置に関する情報提供と、適切な給付業務等の実施に努める必要があります。

4 ひとり親家庭等を取り巻く現状と課題

(1) 就業支援について

令和3年(2021年)国民生活基礎調査によると、母子世帯の総所得は年間369.8万円と、全世帯の66%、児童のいる世帯の45%となっており、増加傾向にあるものの、依然として低い水準となっています。

本市が令和4年度(2022年度)に実施したアンケート調査では、令和3年(2021年)1年間の母子家庭の母親の就労収入は、「200～250万円未満」(13.8%)が最も多くなっています。5年前の前回調査と比較すると、200万円未満の項目では概ね微減、200万円以上の項目では微増しており、就労収入はやや増加傾向がみられます。加えて、父子家庭の父親の就労収入は「300～350万円未満」が18.3%と最も多く、前回の調査時より13.2ポイント増加しており、父子家庭の父親の収入状況も好転している様子が見えます。

就業する母子家庭の母親は89.4%で、そのうち「常用勤務者」は43.6%、「臨時・パート」は32.4%、「自営業(事業主含む)」は4.2%となっています。一方、就業する父子家庭の父親は86.7%で、そのうち「常用勤務者」は50.0%、「臨時・パート」は10.0%、「自営業(事業主含む)」は21.7%となっています。前回調査の結果に比べ「常用勤務者」と「自営業(事業主含む)」の合計割合が母子家庭の母親で3.5ポイント、父子家庭の父親で3.9ポイント増加しており、母子家庭と父子家庭の就労状況が少しずつ改善している様子が見えます。

本市では、母子家庭等就業・自立支援センター事業、自立支援教育訓練給付金事業、高等職業訓練促進給付金等事業、母子・父子自立支援プログラム策定事業などを実施し、ひとり親家庭等の就業を支援しています。

就業相談から就業支援講習会、就業情報の提供に至るまでの一貫した就業支援サービス等を提供する母子家庭等就業・自立支援センター事業では、パソコン講習をはじめとした各種講習会や就業出張相談会等、ひとり親家庭等のニーズに沿った技能習得支援、就業相談を実施しています。ひとり親家庭のより良い就業に向けた能力の開発を支援する自立支援教育訓練給付金事業、高等職業訓練促進給付金等事業においては、令和元年度(2019年度)に自立支援教育訓練給付金の対象講座の追加や高等職業訓練促進給付金の支給上限期間の延長など、制度の拡大を行いました。児童扶養手当受給者等の実情に応じてきめ細やかな就業支援等を行う母子・父子自立支援プログラム策定事業では、継続してハローワークと連携することで、きめ細やかな就業支援を実施しています。

ひとり親家庭等が十分な収入を得ることができ、自立した生活ができるように、引き続き、ひとり親家庭等のニーズに沿った職業能力向上のための訓練、効果的な職業紹介、就業機会の創出などを実施するなど、就労面での支援の強化を図ることが必要です。

(2) 子育てや生活支援について

アンケート調査の結果では、母子家庭の母親の年齢は、40歳代が49.2%と半数近くを占め、就学前・小学生の児童を扶養している母親の割合は延べ61.2%となっています。一方、父子家庭の場合は40歳代後半から50歳代前半が40.0%を占め、高校生以上の子どもを養育する割合は母子家庭より高くなっています。

仕事の都合や病気等により一時的に子どもの世話をすることができない場合に世話を依頼する相手は、母子家庭では、「同居していない親・親族」(50.2%)が、父子家庭では、「同居している親・親族」(30.0%)が最も多くなっており、親・親族以外の「近隣の知人」などに依頼する割合は母子・父子家庭ともに少なくなっています。また、近所づきあいの状況をみると、前回調査と同様に母子・父子家庭とも「あいさつ程度」のつきあいが最も多いものの、お互いの家を訪問し合ったり親しく話をしたりするなどの比較的親密なつきあいのある割合は、母子家庭より父子家庭でやや高くなっており、前回調査時と比較すると母子家庭で減少傾向がみられます。ひとり親家庭等が孤立しないよう、各種制度の周知や相談支援体制の充実等が求められます。

子育てと仕事を両立するために希望する支援策をみると、母子・父子家庭ともに「子どもが病気になったときに、子どもの世話をしてくれること」が最も多くなっていますが、母子家庭では他に「希望するときに待機なしで保育所に入所できること」、「求職中でも保育所に入所できること」、「延長保育、休日保育が充実すること」等が父子家庭に比べて多くなっており、働きながら安心して子育てできる支援策が求められています。また、前回調査時と比較すると、父子家庭で「忙しいときに、家事の援助が受けられること」、「在宅就業に向けた能力開発や情報提供」の割合が減少しています。

アンケート調査の結果からひとり親家庭の住まいの状況をみると、母子家庭の現在の住居は、前回同様、「民間賃貸住宅」(32.3%)が最も多く、賃貸住宅を探したり入居する際に困ることは、「家賃が高い」(63.2%)が最も多くなっています。

アンケート調査の結果では、子どもと食事を一緒に摂る機会が「毎日・ほとんど毎日」の割合は、朝食・夕食とも父子家庭に比べ母子家庭のほうが高くなっています。これに対し、父子家庭では、朝食は「一緒に食べない」、夕食は「週2～3回」の各割合が母子家庭に比べ高くなっています。母子家庭に比べ父子家庭の父親のほうで子どもとの共食の機会が少なくなっているのは、「帰宅時間が決まっていない」など、仕事を終えて帰宅する時間が遅いことが原因のひとつと考えられます。

本市では、学童保育室や保育所の入所の選考においてひとり親家庭に対し配慮を図るとともに、ひとり親家庭の多様なニーズ、時間帯に応じて日常生活の支援を行うひとり親家庭等日常生活支援事業等を実施しています。また、平成30年度(2018年度)から、ひとり親家庭等の生活の向上を図るために、家計管理、子どもの育児や養育費等に関する講習会の開催や個別相談を実施する、ひとり親家庭等生

活向上事業を開始しました。さらに、保育に対する多様なニーズに対応するため、延長保育や一時預かり、病児・病後児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業などの充実に努め、事業実施施設の拡充、利用実績の促進につなげています。

引き続き、ひとり親家庭等の親が、安心して子育てと就業、就業のための訓練との両立ができるように、保育サービス等の充実に努めるとともに、ひとり親家庭等が子育てしやすい環境づくりを進めることが重要です。

(3) 相談・情報提供の体制について

アンケート調査の結果では、困ったときなどの主な相談相手は、母子家庭、寡婦では前回調査の結果同様、「親族」や「友人・知人・隣人」が上位となっています。父子家庭でも「親族」が最も多いものの、「なし」が2番目に多くなっており、父子家庭の孤立防止に向けた対策が求められます。

相談支援にあたって、母子・父子家庭とも「心配ごとや悩みごとを親身になって聞いてくれる人」(母子60.0%、父子41.7%)を望む人が多く、特に母子家庭の割合が高くなっています。父子家庭で、「趣味や興味のあることを一緒に話して気分転換させてくれる人」(18.3%)が前回調査時よりやや増加しており、子育てに関する支援だけでなく、気分転換等の心理的・精神的サポートを求めている様子が見えられます。

生活上困っていることについては、母子・父子家庭とも、「家計について」のほか、「仕事について」や「子育てについて」などが多く、母子家庭では「住居について」・「健康について」、父子家庭では「家事について」・「ひとり親家庭への理解不足」などに困っている親が少なくありません。寡婦では「健康について」(62.9%)のほか、「家計について」(53.2%)、「仕事について」(37.1%)、「住居について」(27.4%)などの各割合が前回調査の結果から大きく増加しています。

子育て支援制度や就業支援制度の情報源は、母子・父子家庭とも「市役所」(母子32.8%、父子33.3%)や「市の広報・ホームページ」(母子29.0%、父子21.7%)が多くなっています。また、母子・父子家庭ともに「インターネット」が前回調査時よりやや増加しています。

ひとり親家庭等に対する様々な制度や施策について知っているが利用したことのない理由をみると、母子・父子家庭とも「必要ない」が最も多くなっており、「利用方法が分からない」は前回調査に比べやや減少しています。

本市では、母子・父子自立支援員によるひとり親家庭相談を実施するとともに、相談機関や市の関係部署と連携するなど相談体制の強化に努めています。関係部署との連携については、第三次計画より子どもの貧困対策に関連する部署との連携も強化することで、一体的な施策の展開に努めています。また、児童扶養手当、母子・父子・寡婦福祉資金貸付、就業支援をはじめとするひとり親家庭向けの支援につい

てまとめた冊子を作成し、児童扶養手当認定請求時や離婚前相談時に配布するなど、情報提供体制の充実に努めています。

ひとり親家庭等が孤立しないよう、それぞれの悩みや課題に応じて、様々なメニューを組み合わせ、他の支援機関につなげることによって、総合的・包括的に支援を行う相談支援体制を強化していくことが重要です。また、支援を必要とするひとり親家庭等が制度や施策に関し必要な情報を入手できるよう、主要な情報源である市における関係部署や関係機関等が連携を強めるとともに、広報やホームページ等、多様な媒体を用いた効果的な情報提供方法を検討していくことで更なる制度の周知を図る必要があります。

(4) 養育費確保のための支援について

アンケート調査の結果では、「協議離婚」（母子 69.7%、父子 63.3%）が最も多い中、母子家庭の 43.6%、父子家庭の 53.3%が養育費の受取りについて「取り決めをしなかった」と回答しています。前回調査の結果に比べ、父子家庭において「公正証書、判決、調停調書等の公的文書で取り決めをした」が増加しており、養育費の確保にあたっての取り決めの重要性が浸透してきています。しかし一方で、「取り決めをしなかった」割合は、前回調査の結果に比べ母子・父子家庭とも減少しているものの5割前後を占め、「相手に支払う意思や能力がないと思ったから」（母子 30.3%、父子 20.8%）や「相手と関わりたくないから」（母子 29.7%、父子 29.2%）などを理由に養育費の請求をあきらめる人が依然として少なくありません。

アンケート調査の結果では、養育費の支払いの取り決めをし、その「取り決めが守られている」割合は、母子・父子家庭とも、前回調査の結果から増加しています（母子 41.5%→46.2%、父子 46.7%→57.9%）。また、現在の子どもの養育費の受給状況を見ると、「定期的に受け取っている」と「不定期だが受け取っている」の各割合が母子・父子家庭とも前回調査の結果に比べ微増しており、養育費の確保は少しずつ進んでいる様子がうかがえます。「一度も受け取ったことがない」の割合は特に父子家庭で前回調査より減少していますが、母子・父子家庭とも依然として多い結果となっており、養育費の確保にはまだまだ困難な面が一方である状況です。

親子の面会交流の取り決め状況については、母子・父子家庭とも「取り決めをしなかった」（母子 54.5%、父子 46.7%）が最も多くなっていますが、前回調査時より特に父子家庭において「公正証書、判決、調停調書等の公的文書で取り決めをした」が増加しており、面会交流にあたっての取り決めの重要性が浸透してきています。取り決めをしなかった理由は、母子・父子家庭ともに「相手と関わりたくないから」（母子 26.1%、父子 28.6%）が最も多くなっています。面会交流の状況については、「会おうと思わない」（母子 37.5%、父子 15.6%）の割合が母子家庭で高い一方で、定期的または不定期的に会っている割合も父子家庭（22.2%）に比べ母

子家庭（28.7%）でやや高くなっています。

本市では、母子家庭等就業・自立支援センター事業において、養育費専門相談員による養育費相談を実施しており、相談内容に応じて法律相談につないでいます。また、母子・父子自立支援員が、養育費相談センター等が実施する研修に参加することで、養育費や面会交流の相談対応に必要な知識の向上に努めています。

これまでの取組みにより、養育費の確保や面会交流の取り決めは進んできましたが、さらなる支援を行うため、引き続き相談体制の充実や周知啓発を実施することが必要です。

（5）経済的支援について

アンケート調査の結果では、母子家庭の世帯収入は、「自分の就労収入」（87.6%）が最も多い一方で、「児童扶養手当」（74.7%）や「児童手当」（63.4%）も多く、これらの手当が就労収入を補う重要な収入源となっているのが現状です。

経済的な理由で困ったときの経験については、前回調査同様、母子・父子家庭とも「趣味やレジャーの出費を減らした」（母子65.0%、父子56.7%）や「友人づきあいを減らした」（母子50.9%、父子60.0%）、「食費を切りつめた」（母子53.2%、父子48.3%）などが多くなっています。また、子どもに関わる面についても、前回調査同様、母子・父子家庭とも「家族旅行（テーマパーク等のお出かけを含む）ができなかった」（母子57.2%、父子50.0%）や「子どもを学習塾に通わすことができなかった」（母子34.7%、父子26.7%）などが多くなっており、依然厳しい家計状況にある家庭は少なくありません。

このような状況の中、児童扶養手当については平成30年度（2018年度）に所得限度額の引上げ、また平成31年度（2019年度）に、4か月に1回から2か月に1回に支払い回数が増えるなど、制度の充実が行われました。

児童扶養手当の受給資格者数及び金額は減少傾向ですが、ひとり親家庭にとって重要な経済的な支えとなっているため、引き続き制度に関する情報提供と適切な給付業務を行っていく必要があります。

また、アンケート調査の結果では、子どもに希望する将来の進路は、母子・父子家庭とも「大学」が最も多くなっています。一方で、子どもの将来のための貯蓄の状況については、「貯蓄をしたいが、できていない」が母子・父子家庭（母子49.0%、父子63.3%）と最も多く、特に父子家庭の割合が高くなっています。

母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度の貸付件数は主に子の修学等の資金が占めており、令和2年度（2020年度）に修学資金や就学資金等の貸付限度額の引上げを行いました。貸付件数、貸付金額とも減少傾向にあります。これは国において令和2年度（2020年度）に開始された高等教育の修学支援新制度により、住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯が、大学や専門学校などに進学する際に、入学

金・授業料の減免と給付型奨学金の支給を受けることができるようになったことが大きな要因と考えられます。アンケート調査結果からもわかるように子どもの大学進学を希望するひとり親家庭等は多く、引き続き制度に関する情報提供と適切な貸付業務を行っていく必要があります。

